

令和4年3月中川村議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月8日（火） 午前9時00分 開議

日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略の即時停止とウクライナ全土からの完全撤退を求める決議について

日程第2 一般質問

3番 松澤文昭

（1）中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策についてPART3

7番 桂川雅信

（1）太陽光発電施設の解体廃棄等費用の積立について  
（2）「中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例」の運用について  
（3）ミヤマシジミ成育地保全について

6番 中塚礼次郎

（1）水田活用直接支払交付金の見直しへの対応策について  
（2）民営塾に変わる「公営無料塾」の開設について

8番 柳生仁

（1）再生可能エネルギーについて  
（2）アンフォルメル美術館について

5番 松村利宏

（1）活性化・人口減少対応（水素エネルギーの検討）について  
（2）防災・減災（森林整備）について  
（3）基幹集落センターへの国旗掲揚について

出席議員（9名）

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
9番	（欠員）
10番	山崎啓造

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	中平仁司
地域政策課長	松村恵介	会計管理者 住民税務課長	半崎節子
保健福祉課長	眞島俊	産業振興課長	宮崎朋実
建設環境課長	小林好彦	環境水道室長	松澤広志
教育次長	桃澤清隆		

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子  
書記 座光寺てるこ

# 令和4年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和4年3月8日 午前9時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略の即時停止とウクライナ全土からの完全撤退と求める決議について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○3番 (松澤 文昭) それでは案文を朗読して提案理由としますが、先にちょっと訂正をお願いします。

表題のところの一番最後のところに「ウクライナ全土」が2つありますので、どちらかを消してください。

それから、本文の3行目のところ、「国際社会ひ」の後に「い」を入れてください。それでは朗読をします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略の即時停止と  
ウクライナ全土からの完全撤退を求める決議

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、ロシアは、本年2月24日、ウクライナに軍事侵略した。

武力によるロシアの攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会、ひいては我が国の平和と秩序安全を脅かし、生命及び安全に対する権利を深刻に侵害するものであり、かつ明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できない。

ロシアは国連の常任理事国であり、世界の平和と秩序を世界のリーダーとして守っていかなければならない立場にもかかわらず、2度の大戦の反省に立つ武力による他国への威嚇を禁じる国連憲章をロシアが破ったことは、広く国際社会から強く指弾されるべきものである。しかも、核の威嚇により国際社会に挑戦しようとしている。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略を容認すれば、専制主義を民主主義が対立する図式が進み、世界はさらに不安定へと向かう。

現代は地域の歴史的な経緯や複雑な事情を踏まえながら安全保障の枠組みと国際ルールをどう再構築していくかの岐路に立ち、国際社会の冷静な外交努力が必要である。

中川村議会は、改めてウクライナ及びウクライナ国民と共にあることを表明する。そして、今回のロシアによるウクライナ侵略に強く抗議するとともに、ロシア軍を完全かつ無条件で即時に撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

また、政府においては、関係各国及び国際社会との緊密な連携の下、厳格かつ適正な対応を講じられるとともに、邦人の確実な保護と日本に対する影響への対策を万全に尽くすよう求める。

以上決議する。

令和4年3月8日 中川村議会

以上、慎重なる審議をお願いいたします。

○議長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

3番 松澤文昭君。

○3番

(松澤 文昭) 私は、さきに提出した一般質問通告書により、「中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みと人口減少の歯止め対策についてPART3」ということで、前回に引き続いて村の考えをお聞きします。

12月定例会における一般質問は、中川村への移住・定住を促進するために地域価値を総合的に高める取組と人口減少の歯止め対策についてということで、交流センターの目的、役割、取り組むべき事業、組織の在り方などの中で交流人口の増加を図り中川村のファンづくりにつなげるために交流センターが移住・定住に関する全ての業務を担うことについて議論を行いました。

また、来てくれ来てくれの戦略ではなく、中川村の魅力を高め、中川村に來たいというような戦略及び情報通信網の重要性についても議論しました。

今回の定例会における一般質問は「中川村への移住定住を促進するために、地域価値を総合的に高める取り組みPART3」ということで、ビジネスの場として中川村の地域価値を高める取組の中で、職住一致政策及び中川村に新たな地域価値を生む出

すための取組、空き家対策及び子育て世代に焦点を当てた移住政策等について村の考えをお聞きしたいと思います。

○村長 まず前回の続きでビジネスの場としての中川村の地域価値を高める取組について、テレワーク及びフリーランスで働く人のために、職場と住居が一体となったオフィスのあっせん等、家族のそばで働ける職住一致の取組を行えば、新たな働き方を求めている若者の移住が進むと考えます。この点について村長の考えをお聞きします。

○村長 移住をしてこられる皆さんについて見てみますと、今、議員が言われましたように、家族のそばで働ける職場と住居が一体となったような働き方、こういった生活を求めて移住されている方が多いのではないかと感じています。

○3番 中川村に移住されて農業ですとか創作活動をされている方々については、今申し上げたとおり、そのような考え方から移住されてきたというふうに想像をいたします。

○3番 やっぱり仕事と住居はセットで考える必要があるんだろうと思ひまして、今年度、なかがわ暮らし推進協議会を立ち上げ、この協議会での掘り起こし活動を行っておりますけれども、そういう活動の中で今おっしゃったような物件が出てれば、そのような視点で皆さんに紹介をし、創業ですとか移住に結びつけていきたいというふうに思っております。

○3番 (松澤 文昭) 職と住の一致政策に合わせまして、もう一つ、例えば家庭菜園付きの住宅等もあっせんを行えば、移住者からは中川村への関心も高くなると考えます。これはちょっと語呂合わせですけども、職住一致、あるいは食べるほうの食と住の一致、この2つを進めるということをやるとして方向づけをしてPRすれば、働き方に革命を起こす地域として中川村が注目されるというふうに考えるわけでありまして。

○3番 テレワーク及びフリーランス等で働く人には、家庭菜園を作ることによって自分自身で食の安全の確認ができる、鮮度のいい農産物が食べられる、減農薬栽培が可能になる、自然のサイクルを目で確かめる等がメリットとしてあるわけでありまして、自分で野菜を作ることにより、食の安全が守られ、子どもの教育にもよい影響があるというふうに考えるわけでありまして。これらの方に先ほど申しましたように家庭菜園付住宅のあっせんを行えば、中川村への関心も高くなると考えます。

○3番 先ほど言いました職住一致、職場と住むところの一致、それから食べるものと住居の一致というような語呂合わせで、中川村としてこの2つの政策を進めるということをやれば働き方の革命を起こす地域として注目されると考えますけれども、この点について村長の考えをお聞きします。

○村長 昨日かなと思いますが、日本農業新聞にも農業以外が9割、1割を農業にという、今そういう働き方が若い人の中では求められているというような記事がありました。

○村長 移住される方については、今言われた職業と住むところの一致、それから食べる場所と住居の一致、こういういい物件といますか、ある程度こちらにはこういうものがありますよということを紹介していかないといけないと思ひますので、先ほど言いましたとおり、なかがわ暮らし推進協議会の中で、こんな提案をされているんだよという——ちょっと硬い視点じゃなくて、キャッチフレーズとしてそういうことをし

ていく、本当に物件があるんだろうかっていうところの掘り起こし、こういった面から検討をしていきたいというふうに思っております。

○3番 (松澤 文昭) ぜひ検討とともに推進をしていってほしいと思ひますし、これは要望でありますけれども、今、お話し住宅だとか、お話しシェアハウス等もあるわけでありましてけれども、これらについてもやっぱり家庭菜園だとか野菜を作ってもらおうというようなことも非常に重要だと思ひますので、そんな点につきましても住民との交流の場として方向づけをしていってほしいなあと思ひます。

○3番 それで、移住者から中川村が長期的に選ばれることが大事だなあとというふうに思っております。そのためには、やっぱり地域でのイノベーション、新しい考え方だとか新しい活用方法だとか、組合せが大事だということに思っております。産業だけではなくて、あらゆる分野で新しい組合せをすれば新たな価値が中川村全体の中で生まれてくるということになるかと思ひます。

○3番 そのパーツっていうのは中川村にたくさんあるなと私は考えておるわけでありまして、この点をうまく組み合わせるとして新たな地域価値を生み出すということが必要かなと思ひます。

○村長 例えば、今お話のあった中川村にはいろんなパーツがあるというお話なんですけど、一般的には、例えば人が必要な農業分野と就労の機会や生きがいとしての農作業、これを、福祉っていうんじゃないで、生きがいとして農業と福祉的なところと連携をしていくですとか、芸術を志す若者の皆さんが一時的な就労の場所を求めて労働力を提供し対価としての報酬を受ける、そういうことを両方満足させるようなアーティスト・イン・レジデンスという言葉があるようでありまして、そんなような取組のことをおっしゃっているのかなあとというふうにも想像するわけでありまして。

○3番 ただ、新たな価値を生む自治体というのは、いわゆるとっぴと思われるようなアイデアと実行力、それから関係している人をつなぐ仕組み、こういったものの構築に非常に注力して成功しているんだろうと思ひますので、具体的には、まだまだ私も勉強不足で、どういうパーツっていうか、どういうものが転がっているんだっていうこともやっぱり掘り下げなきゃいけないと思ひます。

○3番 (松澤 文昭) 9月の一般質問でも言いましたけれども、地方創生っていうのは、私は市町村間の競争だなあとというふうに考えておるわけでありまして。ですから、この競争に打ち勝つには、知恵だとか工夫だとか、そういうものが重要であるということです。

○3番 ここに暮らし続ける人々、あるいは帰ってくる人もいるかもしれませんが、あるいは移り住んでくる人々など、いろんな経験を持った人たちがいろんな価値観を持っておるわけでありまして。こういう人たちがお互いに育み合って気持ちよく暮らしていける、あるいは個人が持っている知恵や工夫の積み重ねが中川村の活性化につながるかなあとというふうに私は考えております。それらの人たちから出された知恵っていうのはや

り取りゲームだというような覚悟を持って取り組めば中川村の活性化につながるというふうに考えておるわけでありす。

それから、もう一つは、やはり職員の中から出たアイデアを実現することも重要になってくるかと思ひます。やはり行政の中では前例がないからできないというような言葉でアイデアが潰されるが多々あるかと思ひます。前例のないことは新しい時代の歯車を回すチャンスということで、前例、形式にとらわれずに、中川村の将来のためにも職員に積極的にアイデアを出してもらって取り組んでみる必要があるかと思ひておるわけでありす。このことをすることによって中川村の新しい道が開けてくるというふうに考えておるわけでありす。

前回のときにも申しましたように、やはりインターネット環境の充実によって他の市町村との差別化もできますし、移住・定住人口の増加にもつながるというふうに考えておりますので、そういう意味で全体的にアイデアを村の施策につなげて村の活性化につなげたらというふうに考えておるわけでありすけれども、村長の考えをお聞きしたいというふうに思ひます。

○村 長 地方創生はどこでも取り組んでおります。それで、確かに自治体間の競争っていう面はあるかと思ひますけれども、それだけではなくて、中川村はここが強みで、移住をしてくる人から見たらこういうところが魅力だよっていうことをやっぱり発見して、それを生かすことが必要だろうなというふうに思ひております。

職員も、確かに今までは、アイデアをっていう場面では、なかなか職員も決まった部署の決まった仕事をやるということが——私もそうですけど、ずっと職員の時からの習慣、慣習としてあったような気がしますが——これからは職員も部署を飛び越えて、中川村が新たに、いろんな移住する方とか、いろんな人たちを受け入れていくにはどうしたらいいんだろうかと、先ほど言った強みは何だろうかっていうことをやっぱり広く議論して、こうしたらどうかというアイデアを拾うような組織なり考え方をつくっていかなくちゃいけないなと思ひます。

これは前にも議論が出ましたので、これについては、場所によりまして、何ていいますか、企画委員会という硬い形になってしまひますが——これは課長の皆さんが中心になっておりますけれども——そのことをもう一遍、今おっしゃられたことも含めて、そういうふうにアイデアを出すといったりする方向はどういうふうにしていったらいいんだろうかっていうことも改めて考えなくちゃいかんというふうに思ひています。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひともそれぞれのアイデアを取り入れることを実現してもらいたいなと思ひるわけでありす。

次に違った点から聞きたいと思ひますけれども、人口減少によりまして地区の機能の低下が顕著になってきております。そういうことで地区作業の負担も増大してきていますし、地区によっては2度3度と総代を受けなければならない地区があり、地区役員を兼任しないと役員構成ができないというような地区が多くあります。

特に移住者の中には地区の役員の仕事の多さにびっくりする人もおりまして、移住

者が移住を決断するときのネックになっているんじゃないかなあということも聞いております。

やはり行政としても、地区に依頼している役職の整理だとか、配布資料、組回覧等を含むものの削減等を行って地区役員の負担軽減を図っていく必要があるべきだろうというふうに私は考えておるわけでありす。

特に配布資料についてはインターネットを利用した資料配布等を行って地区役員の負担を軽減するというのも考えるべきだろうと思ひますし、インターネットを使えない方たちについてもどういふ対応をしていくかということも含めて方向づけをしていく必要があるかなあと考えておるわけでありす。

これら、やはり役場の機能の軽減だとか、それから地区の役員の軽減も含めて村長の考えをお聞きしたいと思ひます。

○村 長 村が各地区にお願いをしている役職につきまして、もう一遍改めて述べさせていただきますと思ひますが、正副総代さん、この方を別にすれば、保健部長、土木林務部長、防犯指導員、保健補導員、こういった4つがあろうかと思ひております。

あと、農業関係者に限られますけれども集落営農組合長、それから村ではありませんがのうさい部長、この2つも報告をいただひております。

また、村に關係する役職としては、安全協会の支部長、公民館の分館長や部員があります。

地区としては、このほかに隣組の組長、JAの農家組合長、神社やお寺の役員、またPTAなんかがあるんだろうなというふうに思ひております。

結論から申し上げて、各地区にお願いしている役職につきましては、これ以上の整理はちょっと難しいんじゃないかというふうに思ひております。

だけど、具体的にこの役職のこういった業務という点の御指摘をいただければ、村としてもどういふふうにしていったら負担が軽減できるかということは考えていく時代になっているということは認識をしております。

また、先ほど申しましたけれども、安協の中川支会——これは伊南交通安全協会でありますけれども、中川村には中川支会というのがあります。支会では支会の女性部役員を縮小しようということにしております。また、支会としての会費の徴収をやめました。それから、村が各支部の財政を一部支援するようにいたしました。

このように工夫や改革を自ら行っている組織もありますので、コロナ下ということもありますけれども、ちょうどこれまでの慣習を見直していくいい機会だろうなというふうに思ひております。

従来の組織については、人口も経済も右肩上がりである中で、それを補完していくといひますか、そういう中で役職がつくられているのが前提かと思ひております。少なくとも人口に関しましては減少していくことですから、これはあり得ないということ、それぞれの組織が問題意識を持って見直しを進めていただければいいかなというふうに思ひております。

それから、インターネットを利用した資料配布についてですけど、村としてはすぐ

にでもそうしたいところでありますけれども、なかなか紙の文化から脱却することができない。

実は、私もこうして紙を見ながら、紙を大事に過去のものをつづったりなんかして、実は村長室も膨大な資料になっているんですけど、これを置いておかないと不安という、そういう意識もありますので、なかなかこういう文化から脱却するのは難しいんだろうなと思いますけれども、どうしても紙で欲しいっていう方はいるだろうな、そんなふうに思います。

ですが、議員がおっしゃられたようにインターネットを使って紙をなくしていく、こういったことは取り組んでいく必要があるかと思っておりますし、今、総代さんとのやり取りにつきましてはできるだけ電子メールを使うように心がけておりますので、それぞれの役員さんにも、御家庭の環境も考えた上で、できるだけそのようにしていきたいなというふうに思っております。そういう時期に来ているというふうに思います。

ただ、しかし、どうしてもデジタル化に対応できない方もいますので、こういった皆さんをどうするかということで、今、エコーシティ・駒ヶ岳、CATVの中でスマートフォンの使い方の動画を配信しております。そういうことでありますので、ぜひこういったことも関心を持って見ていただければいいかなあというふうに思っております。

個人宛ての書類はできるだけ直送ということをするように直してまいりたいと思っておりますし、広報的な文書はできるだけまとめて送るということも常に心がけたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 昨年、私は地区の副総代として地区の運営を行ってきたわけでありましてけれども、昨年はコロナ下ということもあって地区の行事が軒並み中止となりましたので、地区の行事としてはスムーズな運営ができたかなあと思っております。

ただ、やはり次年度の役員の選出については多変な苦労があったわけでありまして。これは、やっぱり地区の高齢化、人口減少、あるいは、今、勤務が夜勤等ということもあって役員の成り手が不足しているということで、幾つもの役を兼任しなければならなくて、特に1人の方に役が集中してしまうというような状況になっておるわけでありまして。

地域課題について、村との連携によつての地域づくりが求めてられておりますので、その受皿となる地区の重要性、役割はみんな理解ができるというふうに思っておるわけでありましてけれども、いざ役員を受けるとなると自分自身で断ってしまうというのが現況かと思っております。

たまたま一昨年からはコロナ下ということで集会やイベント、あるいは祭りなどの中止が相次いでおります。この機会に本当に必要な事項を見極めて、先ほど村の役職を減らすことは難しいという答弁がありましたけれども、もう一度、再度洗い直してもらい、あるいは役が持つておる業務の内容等について、あるいは委託事業等もあろうかと思っておりますけれども、こういうものも総合的に見直していくことが必要じゃない

かなというふうに考えるわけでありましてけれども、改めて村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 行政との結びつきといいますか、特にごみを出していただくところを今管理していただいております——保健部長っていう名前がいいかどうかは別です。ちょっとそぐわない感じもしますけれども、衛生部長といいますか、こういった皆さんの活動、それから地区の道路、水路、崩落、いろんなところの亀裂だとかのところを見とっていただく土木林務部長、これは山もありますけれども、こういった皆さんの基本的な仕事は決まっておりますので、例えば集まらなくてもインターネットやなんかの環境があればそれで全部会議をして方針をお伝えする、あるいは地元から要請があるものについては地元の中でまとめていただいて、いわゆる改善箇所要望、こういったものは事前におつなぎいただければ私どものほうもできるだけ回ってお応えする、労力を軽減するような仕組みですとか努力は何とかしていかにかんかんと思っております。

今年、コロナの中で保健部長さんの皆さんは保健部長会っていうのをやめました。文書をお願いをして、それを見ていただいて疑問とか分からないことがあったら説明をしますからということをやっております。こういう対応もやっていけば、毎日忙しくてちょっと会議なんて出られないよという方についても何とか対応できるんじゃないかと思っておりますので、そういう努力はしていきたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ぜひとも全体的な見直しをお願いして、地区の負担が少しでも軽減できるような対応をお願いしたいと思うわけでありまして。

続いて、村長は2期目の公約として移住者への空き家対策として村の空き家を買取り改修して貸し出す取組を進めたいというような構想を述べております。村長の考える空き家対策の構想についてお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 予算特別委員会でも御審議をいただきますけれども、当面、駒ヶ根警察署の駐在所、これが牧ヶ原に統合になります。この跡地としてあります旧片桐駐在所跡、それから現在あります大草駐在所の後の施設を若者向けの移住・定住促進住宅——県から譲渡していただいて、必要な改修をして、そして整備することを、まず当面の目標に掲げております。

それから、地域内にある空き家を村として整備し、地域おこし協力隊の住居として貸し出して、地域に溶け込み、地域の担い手として活躍をしていただくということも考えておるところでありますけれども、そのために空き家を使う、新しい家を建てるっていうのは容易なことじゃありませんので、空き家を使いたいということはずっと考えておりました。

実際にそういう物件もあるんですけども、実はなかなか……。出てくる物件の中に空き家もあるんですが、それを手直しして、少なくとも耐震改修をして、あるいは水周りだけは最低限直したりして、これを村で賃貸住宅みたいな格好で貸し出すっていう構想を持つておったんですけども、改修費用が意外とかさむことが分かりまして、今のところ、ちょっと買います、行きますというところでちょっと二の足を踏んでいるというか、そういうのが村の空き家の実態であります。

○3 番 (松澤 文昭) 今話がありましたように中川村でも空き家が増えておるわけであり  
ます。これら、特に古民家等は古く大きな家が多くて、水道だとかトイレなど、水回  
りの改修が不可欠かと思えます。この改修費がネックとなって賃貸や売却が進まず、  
放置されれば解体をして使い物にならなくなってしまおうというような状況になるかと  
思います。

そこで、古民家などの空き家を村の財産として、村が水回りなどを改修して有効活  
用する対策が必要なあと私も考えておったわけであります。

参考として、ちょっと調べてみますと、小谷村では空き家の所有者と10年間無償の  
賃貸契約を結んで水回りなどを改修して、入居者を募る中で改修費を10年——120か  
月で割った月額賃料として徴収をするということで、村は10年が経過するか改修費  
を回収できた段階で所有者に返却するというようなことをやっておるわけであり  
ます。そのまま所有者と入居者の間で賃貸などの手続を進めるという仕組みづくりを行  
っておるわけでありまして、これらの仕組みづくりを参考として取り組んでいけばいい  
のかなあというふうに考えておるわけでありまして、村長の考えをお聞きしたい  
というふうに思っています。

○村 長 今、松澤議員のおっしゃったことも考えた——考えておるとい  
うか——ということ  
であります。

例えば、村は、村営の住宅、戸建ての住宅を建てるときに財源がございません  
ので、一部過疎債を活用しておうちを建て、住んでいただいております。その過疎債  
の期間が終わりましたら、現在ある価値、これを正しく評価していただいて、その上  
で、何ていいますか、入札により、何ていいますか、売却先を決めておる、こうい  
うことでありまして、空き家の改修も同じような手法に使えるのかなと思ってお  
りますので、やっぱり、これはもう一発考えてみる必要があります。

すぐ言い訳になってしまいますが、例えば村がお金を借りるとなると、どうしても  
有利な方法っていうと過疎債でございますので、ただし過疎債も、これは無限に潤  
沢にお金を許可してくれるわけではございませんし、財政の規模でも考えなきゃい  
けませんので、これは言いませんけれども——言っちゃいましたけれども(笑) や  
っぱりこういうことを加味しながらどうするんだっていうことが方法としては踏  
み切る方法、一番近い方法はそういう考え方、今、小谷村の例が出ましたので、参  
考には十分させていただきます。

○3 番 (松澤 文昭) 移住者の一部は、やはり今言った古民家等を使って、前段申  
しました住むところと職場が一致する職住、それから食べ物と住居が一致する食  
住、こういうものを求める方はかなりおりますので、そういう点では新たな発想  
でもってうまく中川村の古民家等の物件を利用していき、有効活用を図っていき  
たいというわけでありまして、

続いて、村内の出生者数が減少傾向にあるということで、直近5年間では30人  
前後で出生が推移しておるということで、特に近年では新型コロナウイルス感染症  
の影響もあって出生数の減少傾向に拍車がかかっているわけでありまして、

そこで、やはり中川村としては今の中川村の人口の推移について情勢判断を的確  
に行うことが必要なあというふうに考えておるわけでありまして、

人口が減ってくると、そのことを考えないようにしようというような思考停止に  
陥ってしまって、漠然とした捉え方しかできなくなってきてしまおうっていうのが  
人間だと思っております。

やはり今の現況を客観的に受け入れて、過疎化の現状を受け入れて未来から逆算  
をすればやるべきことが私には見えてくるのかなあいつも考えておるわけであり  
まして、例えば中川村の年少人口0歳～14歳は、先般出されました日本創成会  
議の推計人数によると2040年には377人となって1学年当たり換算すると25人  
～26人の生徒数になるということでありまして、現況はもっと深刻な状況になる  
ことが想定されるというふうに考えるわけでありまして、

このことは、やっぱり村の職員、村長を含めて、あるいは議会の議員たちを含  
めて、やっぱり深刻に受け止めていかなければならないというふうには私には考  
えているわけでありまして、

それで、年少人口を増やすためには、やはり子育て世代である20歳代～40歳  
代の若者世帯に移住の焦点を当てて考えていく政策が必要なあというふうには考  
えておるわけでありまして、

将来の中学校で1学年が36人以上になると2学級になることを考えますと、や  
はり1学年当たりの目標生徒数を40人くらいに設定して中川村の1学年の生徒  
数を維持していくんだというような考え方が必要なあと思っておるわけであり  
まして、そうすると、1学年当たりの目標生徒数を40人とすれば、親子4人、例  
えば夫婦と子ども2人のモデル世帯に毎年7世帯～8世帯移住してもらわな  
ければならないということで、このことを考えれば、中川村の移住政策として重  
要なのは子育て世代である20歳代～40歳代の若者の世代を中心に、この方た  
ちに移住の焦点を当てて政策をしていく必要があるかなと考えておるわけあり  
まして、その点について村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 令和3年度——昨年の4月2日から今年の4月1日までの中川村の  
出生者の予想は24人でございます。その後どっと移住をしてきてくれればい  
いんですけど、そういうこともない、移住に対して、また出ていくという流出  
もございまして、一概には言えない、今、非常にコロナの中ということあり  
まして出生数が極端に減ってきている、そういう現状であります。

地域の担い手を確保したり人口減少の緩和をしたりしていく、こういう観点  
から、子育て世帯の移住者が増えることは、これは将来につながりますので——  
かといって高齢者の皆さんはっていうことではなくて、一番将来につながって  
いくことだという意味です。そういう意味では、これは望ましいことだという  
ふうには思っておりますし、そういう世代に対する移住支援施策がやっぱり一  
番重要だろうなというふうに思っておりますので、松澤議員のおっしゃるとお  
りというふうには思っています。



村は、現状では、住宅の施策が幾つかありますが、補助をしていく基準としては年齢制限を設けて——年齢制限を設けるっていうことは、逆に子育てに特化したという意味で制限を設けていることは事実でありますけれども、そういう意味で制限を設けております。

今後につきましても、各種の補助制度ですとか移住相談などにおきまして、子育て世代に焦点を絞った施策、これを前面に打ち出していくことも必要だなというふうに思っております。

村の子育て支援策につきましては、近隣と見比べてみて——1つずつ対比をしているわけではないんですが、漠然とっていうか、ざっくり、これはきちんと全部見なきゃいけないんでしょうけれども——見劣りはしていないんじゃないかというふうに思っております。

けれども、村の子育て施策をもっとよく見える形で広くPRすることも必要だなと、特にホームページで目につきやすい見せ方を工夫する必要があるということも前にも答弁をしたとおりでございますし、今日お話を伺う中で改めて強く思っておる次第であります。

○3 番 (松澤 文昭) 今言った子育て世代に中川村が注目されるようにするには、やはり、働く場所はもちろんでありますけれども、それから今言った村長の住宅の問題もありますけれども、私は、やっぱり子育ての環境、子育て、教育の場としての中川村の地域価値を高める必要があるかなと個人的には考えておるわけであります。

そういう中で、村長は令和3年度村政運営の基本方針の中で教育・文化分野において「悠久の歴史の中に人と文化が息づき郷土愛を育む“なかがわ”」を重点に掲げ、ICT環境の整備と「ICT支援員を新たに配置し、学校教育を充実させます。」と、「村をよく知る、公立学校を退職し間もない先生を、就学支援、学習指導、教育相談などを中心に教育全般に幅広く対応してもらい指導主事として迎えます。」というような方針を出して、また

保・小・中とつながりのある、一貫した教育が求められているとともに、少なくなっていく子どもが生き生きと学び、楽しく学校生活を送れるよう、学校規模や中川村ならではの教育のあり方など、将来を見据えて考えなければならない時期にきたと言えます。そのために、保育園、小学校、中学校のありかた検討の場を設置し、保護者や子どもたち、村民の皆さんのご意見を伺いながら検討してまいります。ということで方針を示されております。

そこで、保育園、小学校、中学校の在り方検討の場を設置して将来を見据えた教育についての答申を受けまして村長、教育長としての最終方針は決定するとは考えますが、現時点で保育園、小学校、中学校の将来を見据えた考え方につきまして村長、教育長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 それでは、私のほうからお答えといたしますか、お話をさせていただきたいんですが、保育園、それから小中学校の在り方検討につきましては、昨年度——令和2年度、総合教育会議、こういった組織があります。この中での協議を踏まえまして、教育委員

会としてあり方検討会に対して将来どういう方向がいいんだろうかっていうことを専門の皆さんに諮問をしているということをもって今検討いただいております、こういう、手続的にはそういう形になっております。

これから10年先を見据えて何らかの対応を行う必要があると申しますのは、もう明らかに、先ほどのお話にもありましたとおり、1クラスが35人、どうもそういう学級運営が成り立つ——それは小さければ小さくても密の関係はできるんですが——そういった関係がなかなか構築できないような人数——1学年10人というところもあります。こういったことが今後は増えてきます。それとともに、これがそれぞれの小学校、東小学校が特にそうなんですが、西小学校も少しずつ減っていく、これが合わさって中学校につながっていく、もっと言っていくと、東小学校に上がっていく前に保育園、西小学校に上がる前に保育園の活動があるわけでありますので、こういったことの10年先を見据えた上でどういう連携が必要かっていう、教育はその都度その都度のぶつ切りじゃないはずですので、一番いい方法をやっぱり考えざるを得ないということで、協議をあり方検討委員会をお願いしておりますところであります。

○教育 長 以下につきましては教育長のほうからお答えをいたします。  
保育園、小中学校の在り方につきましては、本年度から4年をかけて協議をしていく予定であります。これは今までも御説明をさせていただきました。これからの10年、さらにはその先も見据えた協議になるかというふうに思っております。議員にも委員として御参加をいただいております、貴重な御意見をいただいております。

まず、本年度から始めております協議におきましては、この2年間で在り方の基本方針、教育環境の在り方について明確にしていきたいと、次いで次の2年間でこのことを基にして基本計画、教育の内容について焦点のほうを充てて策定をしていくと、そういう段取りを踏まえまして中川村の教育のこれからの在り方を定めていきたいというふうに考えておるところでございます。

現在、19名の方をお願いをしまして保育園、小・中学校あり方検討委員会を組織して協議を始めております。

これまで3回の委員会を開催いたしました、1回目には教育環境の現状と課題について確認をさせていただきました。2回目には新たな教育の動きについて県の教育委員会のほうからの学習会をお願いしたところでございます。先日行われました第3回目におきましては、これまでの委員会、あるいは事例研究視察を行いましたので、それに基づいてそれぞれのお立場から率直な御意見をいただき、協議を深めているところでございます。

また、事例研究視察では義務教育学校として10年目を迎えた信濃町立信濃小中学校を訪問させていただきました、今、県内にあります新しい教育の動きについても実際の様子を視察させていただき、大変参考になりました。

○3 番 以上でございます。  
(松澤 文昭) 今話がありましたように、保育園、小・中あり方検討委員会で小中を統合して小中一貫教育を行っております信濃町立信濃小中学校の視察に私も行っ

てまいりました。すばらしい教育を行っているなあと関心をしましたし、また村長がちょっと前段の中で掲げております保育園を含めた小中の一貫教育ができれば、移住者目線で捉えたときには、あるいは村民もそうなんですけれども、子育て世代には教育環境のよさもアピールできるのかなあというふうに私は個人的に考えておったわけでありました。

先日のあり方検討委員会の中でも多くの方から小中一貫教育の重要性について意見が出ておったというふうに見ておりましたけれども、その中で、私がちょっと個人的に考えておりますのは、体制がそういうことになるとすれば——まだ方向づけは分かっておりませんが、卵が先か鶏が先かの議論でありますけれども——小中を統合した一貫教育を中川村に取り入れるというようなことを将来的に考えたときに、ちょっと私は——若干検討委員会の中で申しましたけれども——これは問題点がちょっとあるなあというふうに私は考えておるわけでありました。

それは、小中一貫教育にした場合、9年間同じ学校に通うため、例えば生徒数が減少してしまって1学年1学級になってしまいますと、その学年は9年間一度もクラスの編成替えができないことになってしまうということになってしまうわけでありました。そのため、クラスの中での人間関係だとか、あるいはいじめの対象者だとか不登校の生徒がいるとすれば、9年間その悩みを解決できないままになってしまうということになってしまいます。

したがって、例えば中川村で小中一貫教育を行うということに取り組むということになれば、1学年に2学級を確保していく、2クラスを確保していくということが必要なあとは私は考えておるわけでありました。そのことによってクラス替えができるということが一番の前提条件になるかなあというふうに私は考えておるわけでありました。

そういうふうと考えていくと、学校あり方検討委員会のほうでは検討はしてまいりますが、一方では、村としては先ほど申しましたように子育て世代の移住を含めて人数を確保しながら2クラスを確保していくということと、加えて、もしかして2クラスが確保できないような人数になっても村費を使って2クラスを維持していくんだということの考え方がないと、卵が先か鶏が先かの議論でありますけれども、あり方検討委員会でもきつと議論が止まってしまうと思います。

そのことも踏まえて、村として2クラスを確保していくっていうことをどういうふうに考えていくかということが重要なあとは私は考えておるわけでありましたが、その点について村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 1学年、4月2日から4月1日生まれの年度の子どもで切って、それを学年とするやり方につきましては、これが普通なんでしょうけど、場合によっては数年の子どもたちと一緒にして、例えば教科という考え方で切り分けたときに、達成している習熟度に応じて例えば数学年といいますかの子どもたちを改めてばらして教えるというやり方があるかどうか、学習指導要領で禁じているかどうかはちょっと分かりませんが、多分やっているところがあると思うんですね、これは私学、私立の学校かもしれないんですが。そういう方法ですとか、あと、今おっしゃったように、たとえ少なくなっても

——少なくなっていくとか、例えばそういう場合にも単費でもって先生を確保してきちんと分かるような教育を進める、そういう、少なくとも今の後半で申し上げた部分は、私としては、村はこれからやっていかないといけないだろうし、それも1つの特徴として、都会から移住してこられる皆さんもそれで安心して、ああ、この中川村だったら任せられるという、そういうふうになるかもしれないという面から考えると、その方法も、やっぱり踏み切ることもやぶさかではないというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと教育長、今の前段の部分で村長が言った、編成替えをして、そういうことが可能かどうか、ちょっと教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○教育長 今、非常に重要な御指摘でもあったかなというふうに思っておるわけですが、ちょっと小中一貫教育の部分で信濃小中学校のほうで学ばせていただいた中に、児童生徒数が減少していくという事実に対して、やはり少人数のよさはあるんですけれども、人間関係をこれからの時代に合わせて育てていくという点では、多様な人間関係に子どもたちが触れていく、そうした環境をつくっていくってことは1つ重要な視点だと思っております。

そういう点では、小学校から中学まで9年間にわたった子どもたちの学習の形、そういうものが多様に準備できるってところでは、こういった現象が進んでいくような状況の中では有効な1つの形態ではあるかなあというふうに思っております。

そういう中で、今、議員から御指摘がありました学級編成につきましても、多様なということになれば2学級で編成できるってことが大事だと思っておりますし、また学習の形態として、今のグループ分けを例えば学年をまたいでグループ分けをしていくとか、多様な学習の形態というものは可能かというふうに思っておりますので、仮に学年1学級ってような形を取らざるを得なくなった場合であっても、学習形態によって多様な実態をつくっていくということは検討できるかなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 教育長のほうからは学習形態によってはできるということですが、やっぱり基本は1学年を2クラスってことが私は基本かなあと思っておりますので、先ほど申しましたように、どっちの議論が先か分かりませんが、村としても、やっぱり1学年の複数学級といえますか、2クラス学級以上を確保するっていうことについて議論をしてもらって、村費を使ってでも確保していくんだというふうな方向づけ、逆に学校あり方検討会の中での方向づけが小中一貫教育のほうがいよいよという方向づけになるとすれば、それまでにそういう方向づけを示すことが私は必要なあと思っておりますけれども、その点について村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 学校の統合——統合っていうか、それだけじゃないんですけど、新しい位置にするのか、全く新しく建てるのかとか、いろいろ、中学校に併設をするとか、いろいろな思惑がこれから絡んできます。そうすると今あるところの住宅はどうなるかとかいうものにも発展していきますし、一番は、やはり政策として若い人を中心にしてぜひ村に来ていただくという、そこをどうやって施策に盛り込むかっていうことをおっ



しゃっているんだと思いますので、それを柱として、やっぱり並行して考えていきます。

○3 番 (松澤 文昭) まだ議論がどういうふうに進むか分かりませんが、いずれにしましても並行していろんなことを考えていかないと最終的な結論が出ないと思いますので、今言ったことを含めて、ぜひとも村としてもバックボーンとしてどうしていくかということについては検討を進めておいてもらいたいなと思うわけでありまして、時間がありませんので、次から以降につきましてはまた次回に質問をしたいと思っております。

○議 長 以上で私の一般質問を終わります。

これで松澤文昭君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時20分といたします。

[午前10時04分 休憩]

[午前11時18分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 桂川雅信君。

○7 番 (桂川 雅信) それでは一般質問通告書に基づきまして質問を行いたいと思っております。

最初に「太陽光発電施設の解体廃棄等費用の積立について」です。これについては3問ありますので、それぞれ1問ずつお答えいただきたいと思っております。

最初に条例の執行状況についてです。

本年4月1日より電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法は改正され、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法となります。この改正では、本年7月から将来的に太陽光発電所を解体、廃棄する費用を積み立てることが義務化されました。

国は2018年4月に事業用太陽光発電設備、10kW以上の廃棄等費用の積立てを事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)により遵守事項とし、事業計画策定の時には廃棄等費用の算定額とその積立て計画を記載することを求めておりました。

また、同年7月から再エネ特措法施行規則に基づく定期報告において運転開始後に積立ての進捗状況を報告することを義務化しておりました。

しかし、積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられていたこともあり、2019年1月時点でも積立ての実施率は低い状況にありました。

もともと現在のFITでは売電単価の中に廃棄費用が盛り込まれているのですが、このことはあまり知られておらず、実際に発電事業者の中で将来的な廃棄費用を計画的に積み立てている事業者は全国的には16%程度であると見られています。

一方で、太陽光発電モジュールには鉛やセレンなど放置されれば有害な物質も使用されており、最終的には適正な回収や処分が必要になることを国は法律上も認めて制度化に踏み切ったこととなります。

環境省の平成25年の報告書では、「結晶系モジュールの一部で鉛が特別管理産業廃

棄物の判定基準を超過しているものが確認された。製品に使用されている金属電極に由来するものと推測されているのでその取扱いについては注意が必要である。」と述べています。

また、一部のモジュールからは、産業廃棄物の溶出基準値のある物質として鉛、セレン、カドミウムの溶出が、また溶出基準値のない物質ではアンチモン、テルルの溶出が確認されています。

中川村の中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例、第4条 事業者の責務では、その第3項で「事業者は、太陽光発電事業を適正に実施するため、次の各号に掲げる資金を確保しなければならない。」とし、そこでは「(1) 太陽光発電施設の維持管理に要する費用」「(2) 太陽光発電施設の更新又は廃止後において行う措置に要する費用」と規定しています。

また、事業者がこの施設の解体廃棄処分等に関わる費用を確保しているかどうかについては、第16条第2項で「村長は、第4条第3項に掲げる資金の確保状況について、事業者に報告を求めることができる。その際事業者は、金融機関が発行する預金証明書又は融資証明書等資金の確保状況を証する書類を提出するものとする。」とされています。

そこで、まずこの条例に執行状況について伺います。

1、村内にはこの条例の対象となる発電出力10kW以上の施設は何か所ありますでしょうか。

2、当該施設のうち設置完了、発電開始から10年以上経過した施設は何か所でしょうか。

3、この条例が施行されてから当該事業者に対して解体等廃棄処分費の資金確保をしているかどうか報告を求めたことがありますでしょうか。

お答えいただきたいと思っております。

○環境水道室長 お答えします。

発電出力10kW以上の施設については、条例施行前も含めて、現在35か所ほどあります。

10年以上経過した施設については、現在はございません。

また、当該事業者に対して資金確保の報告を求めたことは、現在はありません。

以上です。

○7 番 (桂川 雅信) すみません。今、10kW以上の施設は35か所というお答えなんですけど、条例施行前と後とは区分されていますか。

○環境水道室長 現在のところ、条例施行後が3件になります。

以上です。

○7 番 (桂川 雅信) ということは、施行前が32か所ということよろしいですか。

○環境水道室長 はい。少し1件2件のそごはあろうかと思いますが、そのような考え方で結構です。

○7 番 (桂川 雅信) 3番目の質問の資金確保状況の報告については、今まで報告を求めたことはないということですが、これは、報告を求めるための条件っていうのは何か

考えておられるんですか。

○環境水道室長 できる規定ということになっておりますので、このような指摘があるまでは、特段の問題がない限り検討はしておりませんでした。

○7 番 (桂川 雅信) もう既に10kW以上については義務化を国のほうもしたということですので、10年経過していなくても報告は求める必要があると思いますけれども、認識としてはいかがですか。

○環境水道室長 御指摘をいただきましたので、国の法律を見ながら適宜対応したいと思います。

○7 番 (桂川 雅信) すみません。法律を見ながら適宜対応っていうのはよく分かりますが、これは何らかの基準を設けて報告をしてもらうということで理解してよろしいですか。

○環境水道室長 そのように理解していただいて結構です。

○7 番 (桂川 雅信) この問題は、国がこのように法令化したということは、それ自体が大きな問題になりそうだとすることに気がついているからでありますので、ぜひ基準はきちんと設けて報告を提出させるようにしていただきたいと思います。

では2番目に移ります。

法改正に伴う条例の改正あるいは運用の見直しについてですが、本年4月1日の法改正では、解体等処分費を源泉徴収的に外部に積立てをさせる方式と一定の条件を満たした事業者には内部積立てを行わせる方式を取っていますが、いずれにしてもその積立額の基準になっているのは解体等積立基準額です。これは経産省のホームページにも出ております。

国の制度は解体等処分費を義務的に積み立てさせるという点で前進であると評価するものですが、一方で、この基準額で本当に適正な解体、廃棄等できるのかどうか不明です。

例えば50kWの施設、パネル枚数で言いますと大体170枚～250枚ぐらいになりますが、これを解体するために10年間に積み立てる解体等処分費は50万円前後です。これで適正に処分までできるとは私は到底思えません。

また、調達価格、つまり売電価格によって解体等積立基準額が算定されていることも解体廃棄等の実態に即しているものとは言えません。

つまり、太陽光発電施設の解体や廃棄は毎年の売電利益とは直接的には連動しておらず、施設そのものの現物の実態に合わせて必要になるものですから、最近のように調達価格が低下したから解体廃棄処分費が安くなるということではありません。

民間業者の間では、一般的な相場として解体等処分費は国の基準額の2倍～3倍、あるいはそれ以上になる場合もあるとも言われています。

太陽光発電は再生可能エネルギーの有力なエネルギー源であり、発電コストそのものを低減させることは地域のエネルギー計画にとっても重要な要素ですが、パネルの生産から廃棄までの全てのコストを見込んでいることが重要です。

特に太陽光発電は発電後の施設管理費用が発電の利益を受ける事業者に全て流入してしまうため、計画時点や稼働時には解体等処分費を低く見積もりがちです。

今後、太陽光発電施設が大量に解体廃棄処分される時期が始まりますが、その前にそれらの解体廃棄時の環境負荷を最大限低下させ、可能な限り資源の有効活用と再利用の道へ誘導させるためにも、国の施策をさらに強化して進める必要があります。

そのためには、地方自治体においても今回の法改正の趣旨に合わせて条例の改正や適正な運用によって解体廃棄処分等を確実にできる保証を担保できないか検討する必要があると考えますが、村の見解を伺いたい。

○環境水道室長 太陽光施設に関する条例については、全国でも制定され始めており、再生可能エネルギーの利用拡大を除いた設置規制に関するものは、設置についての安全性や環境配慮などから、最近では維持管理や廃棄までを規制するものもあります。

当村の条例も廃棄費用の積立てまで踏み込んでおり、ある程度は先進的ではありました。

全国を見ると、定期的な資金確保状況の報告を求めている自治体もあり、それぞれ地域に合った対応への苦労がうかがえます。

今、御質問の趣旨を理解いたしましたので、他の先進自治体の事例を学びたいと考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 私も村の条例はかなり先進的だと思っています。これは、禁止区域を決めたこともそうですし——これはちょっと後で出てきますが——それと解体処分の費用の積立てについても明確に条例として規定しているという点では非常に先進的だと思います。

ですので、その先進性をちゃんと生かしていただいたほうがいいと思います。ほかのところの条例がどうかではなくて、もう国が解体、廃棄について義務化をするというふうに決めたわけですから、村としても条例の趣旨、法改正の趣旨に合わせて条例をどう運用していくかということを考えていただいたほうがいいと思います。

はっきり言えば、先ほど私が申し上げましたけれども、今、国が決められている基準額で解体、廃棄ができるとは思えません。もうはっきり言って、この費用だけでは絶対できないと思います。じゃあどうするのかっていうことを、きちんと、やっぱりそれは積立額の中で確認しないといけないんじゃないかと思います。ですので、この地域に合った解体、処分の費用があると思いますので、それはそれぞれの事業者にきちんと提示をさせて、村が判断をして適正な解体廃棄処分費を積み立てるように指導すべきだというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○環境水道室長 今、再度の御指摘をいただきました。内容についてはよく理解をできましたので、そのような方向で考えたいと思います。

○7 番 (桂川 雅信) 私も条例改正だけとは言っていないので、条例改正や、あるいは適正な運用でこの問題を解決することはできると思いますので、ぜひその方向で進んでいただきたいというふうに思います。

3番目ですが、これは10kW未満の家庭への周知の問題です。

今回の法改正の対象は10kW以上の太陽光発電施設が対象となっておりますけれども、太陽光発電施設が解体廃棄対象となった際には、10kW未満の施設でも同じ問題が

発生します。

村内で家庭の屋根に載せている太陽光施設や小規模な野立て施設で 10kW 未満の施設は条例の対象とはならないのですが、20 年以上経過して故障が多発して、いざ廃棄しようとしたときには、解体、撤去と廃棄処分時に突然費用が発生することとなります。住民の皆さんには、今後のことを考えて廃棄のときに備えておくように周知しておく必要があります。

例えば屋根に載せている太陽光施設の場合でも、撤去しようとするれば、解体、撤去、産廃処分費のほかには屋根の修理費などが発生すると数十万円規模の費用がさらに必要となります。

また、太陽光発電施設が故障しても修理や撤去せずに放置をした場合には、火災などの思わぬ事故の原因になってしまい、御自宅だけでなく近隣への影響も出かねませんので、こうなると地域全体の問題になりかねません。

現時点では F I T によって設置された太陽光発電施設はまだそれほど年数は経過しておりませんので、売電利益が収入として得られている間にそのうちの一定額を将来の費用として積み立てることを周知しておいていただきたいと考えます。

一方で、このような周知の際には、太陽光発電施設が 20 年間の売電期間が終了した後も自家用電源として可能な限り使い続けることで施設の延命を図りながらエネルギー費用の削減と脱炭素化に貢献していることも周知しておくべきと考えます。

この場合は解体、廃棄等の処分費の積立期間が長くなりますので設置者にとっても有利な仕組みとなると考えますが、村の見解を伺いたいと思います。

○環境水道室長 前段の質問から継続の部分ではありますが、F I T 法に基づいて大量に太陽光パネルが設置されたということで、大量廃棄のピークがある時代に来るだろうという話も伺っております。その結果、処理施設はオーバーし不法投棄が出るのではないかなという話もありますので、御指摘のとおり使い続けることについては非常に大事かと思えます。

一般的に太陽光パネルの寿命は 20～30 年ありますので、10 年の F I T 終了後も使い続けることは可能になります。

ただし、10 年で通称パワコン——変換器であります——が寿命となりますので、ある程度——30 万～40 万円程度はかかるかと思いますが——の費用負担をしていただいで継続利用をお勧めします。そのことは電力会社からの売電量を減らすこととなります。さらに、可能であれば蓄電池購入による自家使用料の増加や災害対策、また当村では必須の車についても電気自動車へ更新するなど、燃料購入費用の軽減と地球温暖化対策の実践ともなります。つまり村民の利益が外にできるだけ流れない仕組みが成り立つというところに結びつきますので、卒 F I T の皆さんがそのメリットを認識し実践できるよう、広報をしていきたいと考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 太陽光発電のメリットを周知していただくのはいいんですが、10kW 未満の家庭にこういう問題が行く行く起こりますよということは周知していただかないといけないと思うんです。つまり出費は必ずあるということを周知していただかない

いと、突然、解体、撤去、処分の費用が出てきてしまったときに、これはどうにもならないということになってしまうと、これは大変困ることになる。

先ほどちょっとおっしゃっていましたが、パソコンの更新はかなり早い時期に、パネルとは違いもっと早く起こってきますので、こういうときも含めてですが、更新の費用を売電の収入がある間にやってくださいということは、きちんと基準を出したほうがいいと思います。ある程度の目安ですね。例えば毎月 2 万円の売電収入があれば、そのうちの 1 割は別に積み立ててくださいぐらいのことを言っておかないと、いざ大変なことになると思います。

ですので、こういうことは国も例えば 10kW 以上ではこういう義務化をしていますので、皆さんのところもそういうつもりでやっていただいたほうがいいですよっていうことの周知が必要だと思いますけれども、どうですか。

○環境水道室長 今の部分につきましては一般的な大規模な太陽光施設と同様の話でありまして、当然、更新費用については自分持ちということになります。そのときにそれが大変な負担になっても困りますので、物には寿命があって、使い続けるためにはお金が必要なので、きちっと確保して管理をするようにということは周知が必要ということでありまして、併せて広報をしていきたいと考えます。

○7 番 (桂川 雅信) ちょっとこれは気になっているんですが、10kW 未満の家庭についてはどこに設置をされているかっていうのを村で把握されていますか。

○環境水道室長 基本的には、10kW 未満っていうのは家庭用という話になりますので、現在、把握はしておりませんが、ほとんどの部分が御家庭の屋根だと考えております。

○7 番 (桂川 雅信) 多分、補助金の関係だとか、そういうときぐらいしか役場のほうには書類が回ってきていないんじゃないかと思うんですが、今言ったような解体、撤去の費用をきちんと積み立てるといった話は個別に周知をする必要があるんじゃないかと、村の広報だけへ載せても、多分読み飛ばされると非常にまずい話ではないかなと思います。

特に困るのは、御自分のお宅にお一人住まいになってしまった方、もう御家族が遠くに行ってしまうとか、あるいはいらっしゃらないとか、こういうところへ太陽光発電施設が乗っかっている場合は非常に今後問題になる可能性があるもので、そういう問題が起こらないような工夫、周知徹底の仕方をしていただければなと考えます。次へ移ります。

2 問目ですが、「中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例」の運用について」です。

2 問あります。

1 番目、急傾斜地崩壊危険箇所の取扱いについてです。

中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例は令和 2 年 10 月 1 日から施行されており、中でも斜面災害防止のために第 7 条 禁止区域の規定が設けられたことは全国的に見ても大きな意義がありました。

一方で、昨年、片桐地区では現在の条例の運用をめぐって業者との間でしばらくや

り取りが続きました。この要因は、条例第7条で禁止区域に指定されている地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒特別区域の土砂3法によって規定された区域以外は、その時点ではよいことになっていたため発生してしまった問題でした。

実際には、業者や事業者を指導する際に土砂災害警戒特別区域のみが図示された内容で当初の打合せをしていたため、地元住民との話が始まる際に問題が発覚したという経緯でした。

事業者は、斜面上に図示された2か所の土砂災害警戒特別区域の間に太陽光発電施設を設置する計画として提示したのですが、どう見てもおかしいので再度調べ直してみると条例の運用上の不備が見つかったというわけでありました。

もともと急傾斜地崩壊区域を指定する根拠となった急傾斜地崩壊危険箇所の指定は昭和41年10月14日の建設省砂防課長通達によって実施されたもので、昭和44年7月に急傾斜地法による指定が行われた後も、平成15年の調査結果の公表以来、傾斜度が30°以上で高さが5m以上の危険箇所として長野県の「信州くらしのマップ」にも掲載されています。

問題となった片桐地区の土砂災害警戒特別区域の2か所も、もともとはこの急傾斜地崩壊危険箇所の中に一体として含まれていた地域でしたので、条例の趣旨からすれば、この急傾斜地崩壊危険箇所の斜面上は原則的に禁止区域に含めるべきであったと考えます。

もともとの法律が施行された昭和44年当時にこのような急傾斜地に構造物を設置することは考えにくいことでしたから、急傾斜地の崩壊により人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域、または今後新規の住宅立地等が見込まれる区域などに限定して土砂災害警戒特別区域が設定されておりました。

土砂災害危険箇所は、土砂災害のおそれがある危険な箇所を明らかにし、住民に周知することを目的に昭和41年の建設省通達に基づいて実施されたものですが、平成15年に全国統一の基準の下、総点検を行い公表しているものです。

昨年7月のNHKの報道では、国立環境研究所が航空写真などから割り出した発電出力500kW以上の中規模施設の位置データと土砂災害リスクの地図データとを重ね合わせて分析した結果では、対象となった9,809か所のうち、土砂災害が起きて住宅や公共施設などに被害を与えるおそれのある土砂災害危険箇所と一部でも重なっていたのは全体の1割を超える少なくとも1,186か所に上ることが分かりました。中でも急傾斜地崩壊危険箇所は463か所であったと報告しています。

村の条例の「災害の発生を防止し、村民の安全安心な生活の保持と再生可能エネルギー活用事業の健全な発展に寄与することを目的とする。」という趣旨からすれば、この急傾斜地崩壊危険箇所の斜面上は原則的に禁止区域に含めるべきであったと考えます。

行政としては今後どのようにこの問題を解決する予定であるのか伺いたい。

指摘の趣旨については了解をいたしました。

○環境水道室長

設置に関する規制が強まる中で、今後、設置の届出がある場合については、現状条例の禁止区域をうたった第7条の4号の村長が指定する区域として対応したいと考えております。

○7 番 (桂川 雅信) ということは、村長の指定する区域に告示で急傾斜地崩壊危険箇所を含めるということによろしいですか。

○環境水道室長 そういう理解で結構です。

○7 番 (桂川 雅信) 了解しました。

それでは2番、次に移ります。

事業者への条例の周知についてです。

先日、野立ての太陽光発電施設内の草刈りが適切に行われず、枯れ草が背丈ほどに伸びてしまって危険だという苦情が住民から寄せられました。これは、周辺住民が看板に記載されている管理会社に連絡を取っても連絡が取れない状況であったことから私のところに問題が持ち込まれたものでした。

私が調べたところ、看板記載の東京の管理会社の電話番号はファクスの信号音が出ており通話ができない状況でしたので、ネット上で管理会社を調査し、改めて電話連絡をし直しました。ところが、管理会社は施主に聞かないとやるかどうか分からないと言いながら、施主に連絡を取り地元の管理会社に現地を見させるような気配もありませんでした。挙げ句に、この管理会社は、予算の範囲でやっているとか、施主からこれ以上やってもよいという返事がないとできないなどというひどい対応の仕方でした。

条例第4条では事業者の責務として

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境と景観の保全、住民の良好な生活環境の保持及び災害の発生防止に十分配慮するとともに、地域住民及び周辺関係者との良好な関係の形成に努めなければならない。

とし、第2項で「事業者は、太陽光発電施設の適正な管理に努めなければならない。」としています。

また、第16条の報告及び立入調査では

村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者の同意を得て職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

となっており、第17条では、村長は事業者に対して必要な措置を講ずるよう助言、指導、勧告を行うことができるように規定しています。

事業主が県外の方で、かつ管理会社も県外の場合、草刈りなどの施設の維持管理は事業主や管理会社が直接手を下すことがないため、今回のように住民から苦情があっても見て見ぬふりをする可能性が高くなってしまいます。

私は県外の事業者が全てそうだとは言いませんが、中川村では太陽光発電施設の設置や管理に関する条例が制定されており、少なくともその条例に従って維持管理すべきであることを事業者全員に周知するべきと考えます。

行政として、今後この方針を示し、すぐにでも実施するべきと考えますけれども、  
○環境水道室長 どうでしょうか。

太陽光発電施設の規制については、メガソーラーで話題となった富士見町では、既存の条例のハードルを上げ、今年1月からは設置抑制区域を全域とし、近隣住民の同意を全員とするなど、規制を強めました。

担当者に聞いたところ、既に設置した施設については旧条例の適用なので特に指導はできないとのことでした。また、指導のための立入りなどの実績もないとのことでした。

参考として、管理が不徹底な場合はFIT法違反となるので国に伝えている自治体もあるが、国は動いてくれないと教えてくれました。

さて、質問の対象箇所について私のほうでも確認してみました。

施設を囲うフェンスの外の土手にススキが残っていました。

事業者は遠隔で管理を任せていると思われるので、発電量が落ちない限りは見に来ないかなあと感じました。

ちょうどその日は中川でも火事があり、土手焼きの火が移ったらどうなるかと心配となりました。

村からも業者に連絡したところ、過日、議員さんから指摘のあった場所ですねということで、部署内でも一応承知はしておりました。

今後対応するべく動いているので、どうなっているか、また確認をこちらから念押しをするようにしておりますので、よろしくをお願いします。

太陽光発電施設のうち大規模な造成を行わないおおむね田んぼ1枚程度のものは投資対象として設置される場合もあり、申請業者は土地を見つけて施設を設置して、その後、オーナーさんを探して販売をしていますので、村に全く関係のない方が事業者となることもあろうかと思えます。結果として設置者と事業者と管理者が別の場合も多く、指導が難しいところと考えております。

○7 番 (桂川 雅信) そうなんです。やっぱり、村外、特に県外にこういう事業者がいる場合は、あるいは管理責任者も村外、県外にいる場合は、非常に面倒なことになりやすいと思えます。

ですので、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、維持管理については、特に各事業者、それから管理責任者のところに条例をまず知らせてほしいと思えます。ほとんどが条例前のものですから、条例が制定されたこと自体知らない、そういう方に村ではこういう対応を取っていますよっていうことをきちんと知らせる必要があると思えます。

維持管理についてはどのような対策をきちんとやっているのかということ報告させるぐらいの意図があつていいと思えますので、まず個々の管理している人たちに対して通知をする、条例ができていますよっていうことをぜひ周知をしていただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○環境水道室長 おっしゃるとおりかと思えます。

その他の場所でも同様な事例が出てきますので、維持管理上の注意を伝えるとともに、条例が決まっておりますので、そのような旨は伝えて維持管理の徹底等を図るようになりたいと考えております。

○7 番 (桂川 雅信) せっかく条例をつくったので、やっぱり全国的に見てもいい条例ができていますから、ぜひこれを生かしていただきたいと思えます。

村の方で私のところにこの苦情を持ってきた方も、やむにやまれず来られた方です。でも、うちの村はこういう条例ができていますから、ほかのものと違いますので、きちんと条例に従って指導していただきたい。その前にこういう条例があるっていうことを事業者の皆さんにやっぱり知らせてほしいと思えます。

次に移ります。

3番目の質問ですが、「ミヤマシジミ成育地保全について」です。

上伊那地域には他県では見られない保存状態のよい動植物の生育・生息環境が人々の努力によって今も保全されている地域があり、その1つに上伊那地域全域で国が絶滅危惧種に指定しているミヤマシジミの生息が確認されていることが挙げられます。

飯島町では、昨年、東京大学大学院博士課程の出戸秀典さんと指導教官の宮下直教授らが呼びかけて住民組織、ミヤマシジミ里の会が結成されています。出戸氏らの調査では飯島町内は104か所の個体群が確認されているミヤマシジミの国内最大の生息地と説明があり、この中で宮下氏は隣接の中川村でも生息していると指摘しています。

動植物が人為的な境界など関係なく移動することは当然で、中川村でも横前地区から小和田・中央・田島地区にかけてミヤマシジミの生息が確認されている場所があります。このうち小和田地区の天竜川右岸堤防にはミヤマシジミの食草であるコマツナギが生育しており、そこにもミヤマシジミが生息しているので、将来予定されている小和田地区の水田盛土工事と堤防かさ上げ工事により、この地域でのミヤマシジミが絶滅してしまわないように事前に保全処置を取ってほしいと連絡がありました。

この連絡を受けましたのは中川植物観察・保全の会ですが、早速、伊那谷全域でミヤマシジミの保護に当たっている伊那市のミヤマシジミ研究会会長 中村寛志信大名誉教授と連絡を取り、中川植物観察・保全の会、ミヤマシジミ里の会、ミヤマシジミ研究会の3団体の連名でコマツナギの移植と復元に関する要望書を提出いたしました。別紙に添付してあります。

この要望書では、天竜川右岸堤防付近は日本でも有数な高密度でミヤマシジミが生息していると指摘し、この地域の生物多様性と豊かな里山環境を後世に継承するため、水田盛土工事によって生息域を消滅させることがないように呼びかけております。

幸い、ミヤマシジミ研究会の中村寛志先生は中川村とも御縁の深い方で、これまでも上伊那郡内でのコマツナギの移植、復元に関わってこられていますし、ミヤマシジミ里の会の宮下教授は飯田高校の御出身とのことでした。

伊那谷には身近にこういった専門家もそろっておりますので、村としてもこのような好条件を生かして里山環境の保全に進むべきと考えますけれども、見解を伺いたいと思えます。

○建設環境課長

それではお答えします。

ミヤマシジミにつきましては、要望書をいただいた後、天竜川を管理する天竜川上流河川事務所に情報を提供しております。河川事務所内でもミヤマシジミの情報は共有しております、堤防整備の実施時には専門家の意見を聞きながら中川村と一緒に事業を進めたいとおっしゃっておりました。

国土交通省では、平成18年に定めた多自然川づくり基本方針に基づき、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全、創出するために河川管理を行うことを基本としており、堤防整備が事業化されれば事前調査の段階で村も一緒に保全活動に取り組みたいと思います。

今回の好条件を生かして里山環境保全に進むべきという御質問ですが、改めて周りを見回しますと、ブッポウソウ、ツツザキヤマジノギク、ミヤマシジミ、コマツナギ等、伊那谷は他の地域にいない貴重な生物が生息できる環境が残っている地域だと思えます。

また、それらの繁殖地を奪うアレチウリやオオキンケイギクなどの外来種の駆除も大切なことと認識をしております。

村としては、ツツザキヤマジノギクの自生地復元活動と同様に、自然環境保全に取り組んでいる中川植物観察・保存の会の活動やミヤマシジミの生息及びコマツナギの生息地保全について広報等を通じて村民に周知をしていきたいと思っております。

それから、今回の事例を生かすためにも取組内容を経過書として記録をし、今後発生した場合には事例ごと必要に応じて専門家や関係機関と連携を取りながら対処をしていきたいと思えます。

○7 番

(桂川 雅信) 積極的な回答をいただきました。

私、質問にも書きましたけれども、この問題については、村は非常に好条件でありまして、ミヤマシジミ研究会の中村先生は、実は奥様が中川村の御出身です。村の公民館で主催している観察会にも何度も出てきていただいている方で、中川村とも非常に関係の深い方です。

もう一つ、実はミヤマシジミ研究会が天上と関係をきちんとつくっておられるということで、そういう意味で、非常に今回のこの問題は、私たちの周りにきちんと専門家の皆さんが集まってくださっているという意味では非常によい環境になっていると思えますので、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

ついでに申し上げますと、今、ツツザキヤマジノギクの話が出ましたが、ツツザキヤマジノギクも実は専門家がいらっしゃいました。実は、この方は東京大学で植物の遺伝子解析をやっている方で、ツツザキヤマジノギクの遺伝子解析を10年以上続けてやっている方で、実は中川村にもいらっしゃっておりました。小渋川の流域でツツザキヤマジノギクを採取して遺伝子解析をやっていたのは、もう10年以上前の話です。実はこの方と連絡を最近取っております。

そういう意味で見ますと、今、課長がおっしゃったように、中川村はかなり里山環境としては非常に優れた環境が今も保持されているというふうに考えます。

里山環境っていうのは原生自然とは違いまして人の手がある程度加わって環境が保全されているという仕掛けになっておりますので、自然の仕組みとしては非常に柔い、脆弱なんですけれども人々の手によって守られてきているという世界ですので、これは、ぜひ中川村の特徴として、特質として、今後も保持できる、維持できる仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。

以上で私の質問を終わります。

○議長

これで桂川雅信君の一般質問を終わります。

次に6番 中塚礼次郎君。

○6 番

(中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問について質問を行います。

まず最初は「水田活用直接支払交付金の見直しへの対応策について」ということで質問をしたいというふうに思えます。

政府が水田活用の直接支払交付金の見直しを打ち出し、農水省は来年度からの実施を発表し、今、大きな問題となりつつあります。

今、農家は今年の作付に向け営農計画を基に作付に向けて取組を進めています。

転作作物に応じた戦略作物助成や地域振興作物への産地交付金、高収益作物拡大加算などの助成金は、水田活用交付金という国の事業であります。60万haで活用がされ、30万戸を超える農家が活用しています。

米しか作っていない、転作作物は少しだけ、だから交付金申請はせずに、関係ないという農家もいます。しかし、申請農家の65%、20万戸は3ha未満の農家です。水田活用交付金の見直しは小さな経営にも大規模農家にも大きな打撃です。転作作物の6割を引き受ける15ha以上の大規模農家や法人が行き詰まれば、全ての農家にしわ寄せが来ることは明らかです。

人口減少や高齢化の中で、主用米の需要の減少に応じて、農家は水田で麦や大豆、飼料作物を安定的に生産するために排水条件を整備するなど様々な工夫を重ね、食料自給率の向上に貢献をしております。

安い価格の輸入小麦・大豆に対して生産を続けるためには下支えが必要であります。水田活用交付金は、そのための国の応援です。

しかし、農水省は、突然、水田活用交付金の見直しを言い出しました。

5年前、2017年の実施要綱では、交付対象から外れる水田は、1つ あぜなし、2つ 水路なし、3つ 土地改良区賦課金なし、4つ 3年間作付なしが条件でありました。

今回の見直しでは、全国の多くの農家が受給対象から外れるおそれがあります。

見直しの主な内容は、1つ目に、あぜがあっても水路があっても、これから5年間1度も米の作付が行われない農地は交付金対象としない。農家が作付以外の作物が作りやすいように排水工事など改善を重ねた田んぼに再び米を作らなければ交付金を出さないというとんでもないやり方です。農水省が転作作物の固定化している水田の畑地化を促すなどと言っているのは、助成金減らしの口実に過ぎません。

2つ目の見直しですが、2021年には史上最大の6.7万haの減反が押し付けられ、



農家は飼料用米などの作付を大幅に増やしました。ところが、22年から新規に複数年契約で飼料用米を生産する場合は助成対象外に、契約中の場合もこれまでの半額の10a当たり6,000円に減額されます。20年策定の食料・農業・農村基本計画で掲げた30年の生産努力目標70万t、面積換算では9.7万haを越えたから、飼料用米はこれ以上作るなどというものです。

3つ目の見直しは牧草の助成金を3分の1にカットというもので、畜産農家と連携したりして、また畜産農家が水田で牧草を作り自給飼料を確保してきたわけですが、輸入の乾燥した牧草のことですが、高騰や入手難の中で、国産の牧草作りはますます大事になっています。ところが、突然、多年生牧草は毎年種まきをしないからとの理由で、収穫のみの年は10a当たり3.5万円を1万円にカットしました。これでは必要な資材や機械代が払えなくなります。

見直しによって水田面積が増えれば、国が米の生産調整から手を引いた現在、米市場は大混乱に陥ります。

さらに、国産の麦や大豆の生産も減少します。

交付対象から外れた水田は補助金のない農地となり、誰も引受け手はなく、耕作放棄地が膨大に発生することにならざるを得ません。

また、土地評価の下落は経営の存続と直結し、土地改良区や中山間直接支払の集落協定など、地域で農地と治水機能を守る組織が崩壊しかねません。

今回の制度の見直しは、情報の点では農家に全く伝わっておらず、JA上伊那での主立った動きは見られません。

通告書の中でも北海道の状況や見直しが進むことによって農業の継続が難しくなるという懸念の声が上がっていることを述べてきました。

私は、水田交付金の見直しは政府が交付金をゼロにすることが狙いであり、長年減反政策に協力してきた農家から交付金を引きはがし、離農促進や農地の荒廃化をさらに進め拡大するもので、生産調整に協力し転作作物の生産拡大に取り組んでいる農家に対する重大な裏切りであり、水田、日本農業を継続できなくさせるばかりではなく——水田の持つ多面的機能は6兆8,000億円と試算され、田んぼダムの公益的機能評価だけでも10a当たり年間3万9,000円に相当するという試算もあります。生態系と環境を守り、水源の涵養、洪水防止など、水田を生かしてこそ日本農業の豊かな展望があるのではないのでしょうかと考え、撤回を強く求めます。

今回の制度見直しについて行政としてどのように捉えているかをお聞きします。

水田活用の直接支払交付金という交付金が正式な名称かと思えます。

衆議院の農林水産委員会の中で議論が活発に行われているというふうに聞いております。

令和4年1月に、農林水産省農産局企画課、ここのところから令和4年度水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し事項についてという説明文書が発出をされております。手元に持っておりますけれども、その中に交付対象水田の見直しについてという記載がありまして、このもの自体を読むと、こういうふうなことをするんだなという

ことは分かるわけですが、通常ですと、こういう重要な改変がある場合には、生産調整、つまり令和4年度の作付、直接支払の交付金の対象の作付面積とお米をどのぐらい作るかっていう目安値が示されまして、それに対して今説明のありました水田を使った高収益作物という言い方の中でソバ、大豆、麦、こういったものを中心に——もちろんその中には飼料用のものも含まれます。どういう面積で配分をしますかという、計画ですかという、そういうことを——今集約しておりますけれども、それと併せて、こういうふうにやりますよっていう、重大な変更ですので、このことを通知していただければいいんですけども、正式には何も説明がございません。

県からもそういう意味では説明がありませんけれども、県の議会でもこの問題については質問が出されているようでありまして、県からはそれについて県として分かることは答えておるようであります。

ただし、正式な部分では不透明であるということしか言えないというふうに思っております。

ですから、北海道を中心として、大規模なところで作っているところこそ、本当の意味で言ったら、5年に一遍復田をしないと、もうそれ以降は定着したものとして直接支払交付金の対象にはしませんよっていうのが飼料用の作物——ソバもそうであります。だと思しますので、特に北海道なんかは不安の声が上がっているということも事実だと思います。

長くなりますが、水田活用の交付金をめぐりまして農水省は、今後5年で1度も作付をしない農地を対象外とするという方針を——正式な文書ではないんですけども今申し上げたようなところから方針を示しているということでもあります。

村としましては、今までは米の生産調整をしつつ、米に代わるソバ、麦、大豆及び飼料用作物等を作付し、水田利用して食料や飼料の国際生産率を上げていきたいと思いますという考え方から生産額を補填するこのものは仕組みであったはずだというふうに認識をしておりますので、もう既に今年の作付の準備に入っている農家もある状況の中、この話が出るというか、はっきり出ないというか、もう出ているんだ、出しているんだっていうやり方、これについては、例えば生産者が2階に上がっているのを知らないうちにはしごを外していると、こういうことに等しいというようなことを私も思いますので、国に対しては、ぜひ撤回をしていただきたい、こういうふうに思っております。

さらに、麦、大豆、ソバなどの米に代わる作付をやっぱり諦めていきますと、現在は地目が水田というところに作られておるわけでありましてけれども、農地の荒廃が助長されるというおそれが確かにあります。直接支払交付金の交付対象水田の見直しにつきましては反対であるという立場を示しながら、全国町村会などを通じて同様な要請ができればしていきたいというふうに思っております。

ちなみに、過日開かれました上伊那広域連合の正副連合長会でも宮田の首長、村長さんからこのお話が出まして、これはちょっと大変な問題だというふうなことがありました。と申しますのは、宮田では大豆を中心にしてブロックローテーションと

○村 長

いうやり方で、作付は全村を1つの圃場として——所有権を一旦作付委員会にみんな出して、その中で納得をして作ってきたことが、これがちょっとどうなるのかという非常に不安な点があるかと思えます。大豆については、宮田では1つの地域生産の作物として豆腐に加工して——よくそこら辺を車が走っていますよね。そういう意味で一帯に作っているということは私も知っておりますので、余計に大きいんだと思えます。

私は田んぼのことはあまり分からないなりに多少、復田をするには、一旦作物を、要するに水田に、何ていいますか、しけないようにするには、あぜを切り、場合によってはできた耕盤を全部壊して、またはあぜを一部切って排水条件をよくして作付しているということがありますので、これを一旦戻すとすると、またお金もかかるし、大変なことだろうなというふうな認識でおります。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうからお話を聞きました。

宮田でも、確かにそういったことでは大変なことだというふうに思えます。

国のほうではっきりというふうなことが県にも地方自治体のほうにも下りてきていないということですが、はっきり言って、明らかにこのことは進んでいくんじゃないかというふうに思えます。

それで、今回の制度の見直しは中川村の農業にとっても大きな問題だと考えます。先ほども述べましたように、長年にわたる減反政策に協力してきたことは、決して望んだことではなくて、米と農業を守るためと涙をのむ思いでのものでありました。

中川でも転作により麦、ソバ、大豆などが作られてきましたが、ソバは水田のままだとソバが育つ土壌になりません。ソバ用の土壌にするには幾年も作り続けなければならず、5年に1度水田に戻して米を作れなどというのは机上の空論と言わざるを得ません。

行政として把握されている減反面積、ここで対象となる作物別の面積がもし把握できていればお聞きします。

○村 長 先ほど申しましたとおり、今、農家に令和4年度の作付はどういう計画になっているかを集約させていただいておる段階でございます。その段階では、ソバが27ha、大豆が2ha、麦が13haの作付がございます。これは109軒の農家がこの作付計画を持っているということで、国から来る交付金の総額はおよそ2,200万円となっております。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、作付面積の把握をしておるということで、現在つかんでおるところの数字が、今、村長のほうから報告があったということで、総額2,200万円という感じだということですので、農家にとっては大変だというふうに思えます。

それで、私が思うことは、農家は全くというほど知らないまま今年の作付の準備をしておるということでもあります。

農水省は、農家からの問題や批判に全く答えず、撤回を拒否し、地域で話し合っほしいというような無責任な態度に終始しているのが現状であります。

まず、行政として制度の見直しの内容を広報することが急務だというふうに考えま

すが、広報についての考えをお聞きします。

○村 長 対象となります109軒ばかりではなくて、作付を予定している農家につきましては、この時期に経営所得安定対策の対象となりますソバ、大豆をまく前の契約書の提出を、今月末を目途に集約を考えてございます。その通知の中に政府の今回の交付金対象水準の見直しについてのお知らせを同封いたしました。

営農形態っていうのは様々であります、今後の作付方針を個別に聞き取り、調査を行ってまいります。

また、作付農家個別に、5年間に1回、上伊那地方の平均収量——627 kgという数字が出ておりますけれども、平均収量を確保できるだけの復田——田んぼに復帰する、そういう耕作ができるものかどうかということも含めて意見を伺ってまいります。

あわせて、農水省の方針、不確定ながら確実にやるぞということがちょっと透けて見えるようなこの方針については、あまり過激な言葉は使いたくありませんけれども、農家にはやはり知らしめていく必要があるだろうと、知らない人が中で作っている非常にまずいし、役場は何をやっているんだという、俺たちはこれだけ協力しているのにという話になりますので、きちんと知らしめていきたいというふうに思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 農家その場になってそのことを知るというふうなことのないよう

に広報のほうを考えておっていただけるということで一安心いたしました。  
さきにも述べましたが、5年に1度水田に戻して米を作れということは、それに従うってことは並大抵のことではありません。今まで苦勞して作ってきた転作のための圃場の状態が今も村長の言うように崩れてしまっ作物が作りづらくなってしまい、さらに遊休荒廃地を生むことになるということと、進めてきた農地の集積化も崩すものとなるというふうに思えます。

事例とすれば、荒れた農地を農業委員会の委員の方が一生懸命になって何とかというふうなことで、そこに麦を作っておる大規模な農家の方がおるわけですが、これをまた5年に1度水田に戻せということになった場合には、田んぼを維持するために麦を作って保全をするということでやったけど、もう受けられないっていうような事例が出てきたときに、中川村でも結構大きな問題になってくるというふうに思うわけがあります。

それで、村としてこの対応策をどのように考えておるかということでお聞きをしたいというふうに思えます。

○村 長 5年に1回田んぼに復帰をするということは、田んぼを米が作れる状況に戻せばいいということではなくて、先ほど申しましたとおり平均収量に近い水田耕作が条件であるということでもありますので、そういうことを考えていきますと、先ほどもちょっと申しましたが、水田復旧をするための耕盤——耕す基盤づくり、水をためて漏水のない畦畔とする再整備、これをしなければいけませんから、トラクター等を何回も往復させ、代かきはもういつも以上に念入りにやる必要もありますし、あぜ塗り等も含めて土手をもう一遍作り直す必要があるということでもありますので、現在の中では手

作業でこれをやるっていうことは無理ですから、機械でやるにしても非常に経費がかかるだろうと、そういう思いがあります。

個々の農家では、もしかしたらこれができないとするならば、どこかの大規模な専門のところに作業を委託する場合もありますでしょうし、そうなれば委託作業経費が発生することになります。

現行の村の補助制度というものがあるわけでありましてけれども、これの拡充として、圃場が不整形で大型機械が乗り入れ困難な場所については、畦畔を抜いた区画にしたり馬入れ等の改良を行ったりするための補助金として村単の農地等耕作条件改善事業を令和4年度当初予算に計上をしております。あくまでも基礎額でありますので、村としては、このほかにも要ることになるかもしれないということを想定してよく研究を重ね、農家の意見もよく聞いていきたい。必要とあらば村も何かしらの助成策を考えなければならぬという事態になるかもしれません。

とにかく、一番簡単とは言いませんが、このものについては、この制度自体が平成27年からの現行ルールだそうです。つまり淡水設備ですとか用水路等を有しない農地は交付金の対象外であるということをおっしゃるようでありましてけれども、今さらそういうことを言われてもという気もいたしますので、やはり反対の立場は明確にしつつ、今後も引き続き農家と話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

○6 番 (中塚礼次郎) 先ほども言いましたように、減反でも対象となる作物も作っておらんとか、申請もしていないので関係ない農家もあるわけですがけれども、片桐を例に取ってみますと、大きく4つの農家と法人が農地を集積して今は作っておるわけですが、その衆のおかげで何とか水田が荒廃しなで済んでおるといふような現状を見ると、こういったことがそのことに大きく影響してくるといふようなことになるといふふうに思います。ぜひ、みんなで知恵を出して今の中川村の農地を守って、農業を守るということで取組をさらに強化していただきたいというふうに思います。

続いて次の質問に移りますが、「民営塾に変わる「公営無料塾」の開設について」ということで質問をします。

今運営されている公営の無料塾の開設については、私は2017年12月の定例会一般質問で必要性について考えを述べ、設置を求めました。

2018年、公営無料の未来塾が村と教育委員会の理解と取組によって開塾がされ、コーディネーターやサポーター、先生方の子どもたちを応援する強く熱い熱意によって進められているとの報告もいただきました。

学習支援事業として開かれた未来塾ですが、授業で分からない、理解できない、家での勉強がなかなかできない、そのことで勉強嫌いの子どもができてしまう、そんな子どもたちの支えになっています。

未来塾はコロナ禍の状況下で限られた運営を余儀なくされていることと思っておりますが、教育委員会からは、全ての子どもが持てる力を十分に発揮していける教育を目指し多くの児童生徒に参加してもらうこと、参加しやすい場所や時間帯について相談し、特に困難を感じているような子どもたちが参加してくれることを課題として運営をして

いきたいとお話もありました。

コロナ下、コロナの感染が拡大する中で未来塾の運営は大変厳しい状況と思っておりますが、塾運営の状況についてお聞きをいたします。

○教育長 未来塾の運営状況についてのお尋ねでございます。

未来塾は、今、議員からお話がありましたとおり、2018年、開塾をいたしました。開塾以来4年目となっております。

本年度の状況につきましては、コーディネーター1名と学習支援員9名の計10名で児童生徒の指導に当たっているところでございます。

そのほかに小中学校の村費職員や、私も及ばずながら含めて、教育委員会の事務局職員も長期休業を中心に指導に当たっているところでございます。

中学生には、平日の毎週水曜日午後3時30分から4時30分までの1時間、中学校のランチルームを利用して行っております。

4月に希望者を募りまして、5月からスタートをしましてまいりました。

3学期に入ってからにはコロナの状況もありまして中止せざるを得ない状況もございましたが、3月9日で最終ということになっております。

これまでのところ、コロナで若干少ない状況もありますが、年間25回、現在の登録者は中学生については34人、年間延べ366人が利用してきております。

また、平日以外、夏休み中と冬休み中と中学生は受講しておりまして、夏休みは7日間、午前8時半から11時半を計画しまして42人が利用いたしました。冬休みは2日間、39人が利用をしております。

また、小学生につきましても夏休み中のみではありますが3日間開塾をしております。2校合わせて112人が利用をしております。

これまでの状況を見ますと、継続して利用してくれる児童生徒が増えておりまして、未来塾の取組も定着をしてきているとともに、子どもたちにも手応えを感じている様子が見受けられます。

未来塾は子どもたちの自主的な学習を支援する立場で行っておりますけれども、例えば学習支援員が独自に作成した問題を提供したり、あるいは学習の仕方についてアドバイスをしたりと、子どもたちにとって貴重な学びの場となっております。

長期休業中、未来塾に参加することで夏休みが充実し、落ち着いていたというような保護者の方からも感想も寄せていただいております。

また、小学生につきましても、私も指導に参加した折、様子を見ましたが、分からないところを友達に聞いたり、友達同士で解き方を教え合ったりという学び合う姿も見られまして、そうした面からも大変子どもたちの熱心な学習の姿を見ることができ、うれしく思っているところでございます。

○6 番 (中塚礼次郎) 今、2年以上に及ぶコロナ禍の中での未来塾の運営の状況について教育長のほうからお話がありましたが、お話を聞いた中で、子どもたちにとって欠かせない塾になっておるんだなということで、それに携わる人たちが大変かと思っておりますが、引き続き子どもたちの支援として頑張りたいというふうに私は思いま

す。

それで、今、新自由主義社会と2年にも及ぶ新型コロナ感染拡大の大変な状況の中で、経済格差はますます拡大しつつあります。感染の拡大による経済への打撃は計り知れなくて、あらゆる業種に及び、労働者、パート職員の解雇や雇い止めによる生活苦は拡大をしております。

このような状況の中で、地域の環境による格差や経済生活、家庭の生活経済もそうですが、それによる格差は学力の格差を生み、学力格差はさらに格差社会を拡大させるものと考えます。

全ての子どもが持てる力を十分に発揮していける教育環境づくりは欠かすことができません。その点において未来塾は大きな役割を果たしています。塾に携わっている関係者の皆さんには感謝をいたしたいと思います。

学びの環境面では、人口の少ない過疎の中川には民営の塾がなく、それを補う役割を未来塾が果たしてきていますが、補い切れない面があります。

私は高学歴が全てとは思いませんし、それを目指すための塾開設をここで述べるわけではありません。

今、学校現場の大変な状況はマスコミ等でも報道がされていますが、学びの場で誰一人取り残されない環境づくりが今必要と考えます。勉強が好きにならなくても嫌いにならない子どもたち、分からなく困ったときに理解して分かっていくことで勉強嫌いから抜け出せて、持てる力を十分に発揮していくのではないかとこのように考えます。

私は、未来塾では補い切れない面の学びの環境づくりのために民営塾に代わる公営の無料塾の開設がどうしても村に必要ではないかというふうに考えます。

先ほど3番議員が一般質問で触れましたが、子どもを持つ定住者に対しても、教育のことがやっぱり頭にあるというふうに考えますので、そういった意味でも民営の塾に代わる公営の無料塾を村に設置することは子育て世代が安心して村に移住してもらうきっかけにもなるんじゃないかというふうに考えます。

したがって、開設についてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○教育長

もとより私どもの世代は学習塾というものの経験がありませんので、そういう環境もない中で育ってきておりましたが、議員の御指摘のとおり、中川村には民営の学習塾がないということですが、子どもたちに教育環境を提供していくという、そうした考え方もあろうかというふうに思います。

その中で、議員の御指摘の中では、やっぱり子どもたちに授業が分からないとか理解ができないとか、そういう子どもたちに対する学習支援ということ、そういうことを非常に大事にしているということをお伺いさせていただきましたが、どのような公営の無料塾を設置するかということにもよりますが、設置すればそれで解決されるかっていいかと、なかなか難しい問題もあろうかというふうに考えております。

そうしたお子さんに利用してもらえるかということも含めまして、やはり子どもた

ちの実態をしっかりと捉えた上で取り組まないと、せっかく設置をしても効果は上げられないのではないかとこのように考えます。

そういうことになると、まずは学校自体がそういう学びの充実を図って子どもたちの学習支援を行っていくということではあると思いますけれども、学校と連携をしまして未来塾など学校以外の学びの場で支えていくことも確かに有効なことではないかというふうに考えております。

未来塾をやってまいりまして、未来塾に対して学びのペースがゆっくりなお子さんを別に見てもらえないかという保護者の方の要望もあったというふうに学校からお伺いしております。そうしたニーズがあることは確かだと思います。学校がそのお子さんの学びを把握されておりますので、学校と連携してこうしたお子さんに対する対応をまずは考えてまいりたいと思います。

その上で、未来塾にも御要望いただいておりますので、来年度以降の取組につきましてもこうしたニーズを加味しながら充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

ただ、御指摘のとおり、中川村に民営の学習塾がなく、子どもたちが学習塾を利用したくてもできないという現実はあるかというふうに思っております。

県内の事例を見てみますと、自治体が公営の学習塾を民間に委託をしまして、中学3年生の希望者を対象に高校入試への学習支援を目的に設置しているという事例がございます。

そうした事例も含め、必要性も含めまして、議員の御指摘の部分につきましては研究をしてみたいというふうに考えております。

○6番

(中塚礼次郎) 早速にすぐというわけにはいかないと思いますし、しっかり研究をしていただいて、取り組めれば子どもたちの救いになるんじゃないかというふうに思います。

私ごとですが、孫の女の子であります。中学2年なんですけど、東京で普通の塾、民営の塾に行っているんですけど、2年だと週に2回塾通い、3年生になると週3回塾に行くということで、塾に行ってもどうなんだというふうに聞きましたら、やっぱり学校だけでは分からない部分も塾の先生が丁寧に教えてくれて、非常にお母さんとしても安心しておるとか、その点は助かっておるとかというふうなうちの娘の話でありますので、子どもたちのために少しでも役に立って、1人でも勉強嫌いにならんように、好きにならんんでもいいんだけど、そんなふうに子どもたちを育てられれば村としていいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長

これで中塚礼次郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分とします。

[午前11時43分 休憩]

[午後 1時13分 再開]

○議長 会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
8番 柳生仁君。

○8番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました2問について質問いたします。  
初めに、今年は近年にない大寒波と雪が降りました。雪の回数は少ないわけでありませんが、美里や桑原や柳沢地区などは20cm以上というような大変な大雪だったと思っております。そうした中で、美里・桑原地区では除雪が行き届き、特に桑原ではずっと奥の奥まで除雪ができておりました。本当に村の対応に感謝したいわけであります。  
また、2月16日からは例年どおり確定申告が始まったわけでありますけれども、基幹集落センターで職員の皆さん方が笑顔で対応よく、また手際よくしていただきました。本当にこのことは村民にとって非常にうれしいことだなあと、本当に感謝申し上げます。  
そうした中で、冬季オリンピックが華やかな中で開催されまして、日本選手の本当にすばらしい技が披露されまして、連日、国中が喜びに沸いたのかなあと、こう思っておりますし、村長もうちへ帰って夜のニュースで御覧になったかと思っております。  
しかしながら、オリンピックが終わると同時にロシアのウクライナへの侵攻が始まり、理由の分からない宣戦布告があり、憤りを感じております。報道では、空爆やら破壊工作など壊滅的な状況が連日放送されております。  
私は一日も早くこの戦争が終わることとウクライナの皆さんが平和になることを願うばかりであります。  
それでは質問に入ります。  
前段の全国の事例の説明でございますが、私は情報にあまり詳しくないんですが、自分の加盟している環境保護団体からこういった資料が届きましたので、資料を読みながら村の対応を質問いたします。  
太陽光発電、風力発電の考え方について。  
今、全国で再生可能エネルギーの設置が進んでいます。  
1月の民放テレビでは再生可能エネルギーの番組があり、この番組では電力の地産地消ということで風力発電、洋上発電が報告されました。地元の責任者と思われる方は、電力の地産地消がこれからの地域の活性化との報告をされていまして。場所は長崎県五島列島で、風力発電により必要な電力の85%を賅っていると報告がありました。  
この番組では太陽光発電には触れていません。以前にはあったかもしれません。  
私が説明するこの島は――通告書には「〇〇市〇〇島」とございますが、1,200世帯、人口1,900人ほどの小さな島でございます。島の面積2,500haに太陽光発電の計画面積が750haという大変な面積でございます。  
ちなみに、今年の中川村の水田作付面積は約220haであります。  
この島の面積の約4分の1を大手企業の利益優先事業として太陽光発電にしようという計画が持ち上がっています。出力が480メガワット、太陽光パネル165万枚、費用は2,000億円、送電は海底ケーブルで島の外に売電する仕組みであります。35年の

貸借契約だそうであります。

県も市議会も活性化っていうことで反対はないそうであります。

問題は、島の自然を破壊してまで再生可能エネルギーは必要かが問われます。広大な自然を破壊してまでつくったエネルギーが本当にクリーンって言えるのかが問われます。

災害発生はないのか、電話のやり取りでの確認では十分な地元説明がされていないと報告を受けています。

また、漁協も反対とのことでもあります。

もう一つの事例であります。〇〇県北部の〇〇温泉では、日本で最大級の風力発電が計画されています。高さが200m以上、風車189基が計画されています。これは国内最大級です。半径5km以内に居住区、温泉、教育施設、病院などがあり、これらの多数の風車による健康被害のリスクが心配されます。

電話でのやり取りでは、温泉街の皆さん方はコロナの影響で今は活動ができないというふうに言っておられました。

一方、行政は、この風力発電の調査費用が国から500万円来たとのことを地元の方々に説明したそうであります。

地元の方の話でございますと、冬は風が大変強く、夏は風が少ないと話をされてきました。

ここに参考資料をつけてありますので、一遍読んでみます。

風力騒音によるリスク

北海道大学 田鎖順太助教授でございます。

「持続可能」な社会のために、私たちはエネルギー源の根本的な見直しを求められています。そして、太陽光・風力・バイオマス・地熱、等の再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

風力発電は、安全に稼働できれば、有望な電源のひとつです。しかし、発電用風車には、運転時の音が避けられません。風車の音は交通騒音と比較すると比較的静かと言われてきましたが、近年、世界各地で風車近傍の健康影響が報告されるとともに、風車騒音による健康影響に注目が集まる様になりました。「低周波音」(100Hz以下や200Hz以下など、比較的周波数の低い音)にも、注目が集まっています。

残念ながら、風車騒音による健康影響に関しては、科学的知見は現時点で十分に得られておらず、信頼性の高いリスク評価は困難です。しかし、全国各地で風力発電導入の計画が進む中、科学的不確かさや「予防原則」を踏まえたリスク評価・コミュニケーションが重要です。

この地区でもこの助教授に来ていただきまして話を聞いたと聞いております。

国会では再生可能エネルギーによる自然破壊を心配される質問がありました。

私の説明は、現在の中川村にこんなことはないかもしれませんが、今後どこかの企業が村内のいずれかの場所を探して再生可能エネルギーの設置についての情報が来た場合、村としてどのように考えているか。村には中川村太陽光発電施設の設置等に関

する条例がありますので問題は発生しないかもしれませんが、村長の話を知りたいわけであります。

事例として、中川村でも、農地転用許可をいただいて、その後に山を伐採して再生可能エネルギーの設置があったところであります。

また、再生可能エネルギー推進のためのお金は、再エネ賦課金として、年平均、各家庭に1万4,500円ほどかかっているようであります。こうしたことを知っておく必要があります。

以前にも大規模な太陽光発電や風力発電などのうわさはありましたが、条件が合わないということで実施に至らなかったような話も聞いておりますが、村の考えをお聞きします。

○環境水道室長

太陽光発電などの新規事業を起こすためや建設の際、それを取りあえず開発と言いますが、開発と環境破壊の問題はいつの時代でも繰り返されている気がします。

従前の方法から経済的に利益が得られる手法に向かって開発が行われる場合、必ずと言っていいほど問題が起こっています。それは十分な実績がない実験的な事業による自然・環境破壊や健康被害、最終的には事業破綻で、確立した技術で周辺者の要望で実現した事業とは大きな違いが出てくるかと思えます。

例に挙げられたどこかの企業が太陽光発電施設の開発を企てた場合についても同じようなことが当てはまります。

太陽光発電の条例で環境破壊や危険なことがないように設置の確認を行いますが、太陽光発電につきましても、完全にゼロとは言えないかもしれませんが、既に確立した技術ですので、周辺地域の住民との十分な理解の下、設置されるのであれば、問題はないと考えております。

○8 番

(柳生 仁) 今のお答えですと、住民の理解が得られればいいじゃないかという課長の答弁でございますけれども、私は少し村としての考えは甘いのかなあと思っております。というのは、業者の方々の説明は非常に巧みであります。

五島列島の事例でございますが、区長さん方は、最初、判こを押してほしいということで判こを押したそうです。区長さん方個人の考えでいいよってということで押したそうです。ここでは23の区があったようでありますけれども、始まってみたら、そんなことだったのかということで19人が判こを撤回したいというようなことがあったようであります。

非常に業者っていうのは複雑というか、うまくというか、そんな説明があるわけがあります。地域住民の方々の判断でっていうことになると、非常に、何ていうかなあ、そのものを阻止することの難しさっていうことを痛切に感じます。

大草でも以前に住宅の裏に太陽光発電の設置がありましたけれども、このことは地元の方々が頑張った結果できなかったわけでありますけれども、村としてこういう情報があったときには住民と一緒にそのことを考えてもらえるかどうか、それを再度お願いいたしまして、村長はこういったことをどんなように思っていますかね、お願いします。

○村 長

規制の強化については7番議員の御質問でやり取りをさせていただきました。

今の太陽光発電のパネルの設置、こういったことについては規制をしておりますし、新しく7月1日から国でもいろんな意味で法律をつくっていくというようなこともありますので、条例に基づいて漏れのないよう設置者に対しては指導しますし、後々問題が起きないように適正に判断をしております。

現在、村内にも遊休地で太陽光発電をしませんかというダイレクトメールが最近たくさん来ております。ホームページ等でこれにつきましては注意喚起を行っておるところでありまして、先ほど、7番議員のところにも村民の方が相談をし、7番議員が問合せをしたところ非常に曖昧な返事で、どこに責任があるのか分からないような話であったということですけど、どうもその類いの事業者ではないかということで注意喚起を行っております。

それから、ただし、太陽光発電については全くよくないと、そんなふうに思っているんじゃないと思いますけれども、周辺住民の皆さんと発電業者との協定の中で災害時の電源はそれを使ってもらって、開放するすとか、あるいは施設の使用料を還元させるなど、地域にとってもメリットとなる事業を行っている場合もあるというようなことでございます。

例えば長野県企業局による水力発電事業すとか、飯田市が地区集会施設へ太陽光発電を設置しておりますけれども、これらについても、そのような災害時には住民に電力を開放するよという前提で契約し、設置をしておるということを知っております。

したがいまして、開発をしようとする事業者と十分協議をした上で事業化していくってことも大いに考えられるわけでありますので、御心配の向きは7番議員にもお答えしたとおりでございます。

○8 番

(柳生 仁) 今、村長が言われたように、太陽光が何でもかんでも悪いって言っているわけじゃなくて、やはり自然破壊してまでやるような設置については行政も一緒に考えてもらいたいということを申し上げたわけであります。

近隣の町では太陽光が大変進んでおまして、中には看板に地産地消などと書いてありますけれども、自然破壊してまで再利用エネルギーを普及しないように、また中川村のすばらしい自然を後世に残したいものであります。

今朝の新聞、長野日報にも、〇〇町での森林伐採を伴う開発についてやっぱり議員から質問があり、町はどう思っているかと、そんなことの質問があったわけですが、町もこのことをこれから条例でもって、9月の条例で直していきたいと、こんな答弁がありましたので、やはり全国各地でもって自然破壊してまでの太陽光発電については疑問が残っているかと思っておりますので、村もこれからはよろしくお願ひします。

次に、住宅の屋根に太陽光発電をっていうことで質問しますけれども、全国的にも住宅の屋根などへの太陽光発電の補助事業が進んでおります。

私は先ほど申しましたように再生エネルギーに反対しているわけではございません。



むしろ村で必要な箇所、住宅の屋根などに設置はすべきと考えております。

日本で最も美しい村として、またクリーンな村として、電力の地産地消は進めることが大切と思っております。住宅の屋根などに幾らかの補助を出してでも再生可能エネルギーを進めてはどうかということを質問したいわけでありませけれども、今年のように大変寒い日が続きますと、どうしても電力の使用が多くなります。また、近年の夏は、やはり経験したことの無い暑さも心配されます。

以前にも質問しておりますけれども、環境に優しい村を目指して太陽光発電を屋根へ設置することについて村もいくらかの補助を出してはどうかと、このことを質問するわけでありませ。

村の一例としては1kW 当たり 3 万円くらい補助しておるといふ事例もありますけれども、村の考えをお聞きします。

エアコンによる冷房と太陽光発電は非常によい組合せだと思います。

そして、美しい村にクリーンエネルギー、目指すべき方向かと考えませ。

現在、太陽光発電施設の設置は、住宅建築にとっては普通のことになりつつあると感じていませ。それは設置価格が下がってきたためだと思います。

たまたま昨年でありませけれども、保健部長さんに地区のごみのこと環境のことなどを併せてアンケートを取る機会に太陽光発電の設置についてアンケートを取らせていただきました。回答いただいた 23 名のうち 9 人の方——率にすると約 4 割ですけど——の方は既に太陽光パネルを設置済みということでありませ。また 4 人の方は太陽熱温水器を設置されており、自然エネルギーを無理なく生活に取り入れていませ。

太陽光発電施設を既に設置されている方は環境意識があり、設置当初は高かったけれども国の補助をもらって頑張ってつけたと思われませ。

既に住宅への太陽光発電の設置は給湯器があるのと同じ程度にまで普及となる手前かなあと考えていませ。

県内では多くの自治体で補助を行ってはいませが、既に南箕輪村は平成 28 年度で補助は廃止をしていませ。

一方、長野県は 2050 年ゼロカーボンに向けあらゆる施策を示していませ。太陽光発電施設の県民設置について 2 つの方法を提案していませ。1 つ目は共同購入において低価格に設置、もう一つは地元業者設置への定額補助でありませ。共に太陽光パネルと蓄電池が対象となります。昨年も広報や地区回覧等でお知らせしませが、今年度も募集が始まりますので、広報やホームページで村民周知を図りますので、補助を受けていただければと考えませ。

太陽光発電により電気を自分で確保し、村民の利益を確保することは大切ですが、寒いときにはまきストーブを考えると、リフォームによる省エネをするなどで環境に優しい村づくりも必要かなあと考えていませ。

○環境水道室長

○8 番

(柳生 仁) お答えでは、もう大分進んでおるんで補助はないという考えでございませけれども、まだまだ村内、そんなに太陽光発電が住宅内に進んでいるとは自分

の見て歩く限りでは思いにくいわけでありませけれども、実際そんなに進んでおると思ひませか。もう一度お願いしませ。

○環境水道室長

なかなか統計を取るものがありませ。たまたま今、保健部長さんが担当部署であったので聞いたということでありませ。

それについては調査をいたしておりませが、確実に価格は下がっているということでありませるので、周知を進めて、できるだけ自分で太陽光発電をつけていただくように長野県の制度をきちんと伝えるような形で対応したいと思ひませ。

○8 番

(柳生 仁) 私は、補助金で設置する方が得をしたなあっていうよりか、そういったことをきっかけに、太陽光発電を設置することがまた 1 つのきっかけかなあと、そして日本で最も美しい村を PR するにも、中川村の美しさ、また野山に太陽光パネルを張りつけるんじゃないかと、住宅くらいに収めていくことによってよりクリーンなエネルギーが確保できる村だということの認識を持っていただきたいわけでありませ。そうした点で、村長、課長のほうからは無理だということの返事でもございませが、まきストーブを使ったらどうだなんていう話でもございませが、住宅の屋根に多くの方が設置して美しい村を PR できるような方策は何か考えありませんか。

○村 長

先ほど課長のほうから答弁をさせていただきましたが、県は昨年か、やはり再生可能エネルギーの 1 つとして、各家庭の屋根、こういったところを利用して太陽光発電をしたらどうかということのを全面的に進めていませ。これが進むように、先ほど説明いたしましたとおり、共同購入によりまして低価格で設置することを進めること、または地元業者設置に対して補助をしようということを進めていませ。

したがいまして、今年もこういった取組については、長野県だけではなくて、村も積極的な説明をして、手挙げをしていただける方は手を挙げていただきたい、こういうような県の制度を利用することを大いに促してまいりたいというふうと思ひませ。

私も実は屋根面積が大きいもんですから太陽光発電を載せたいなあと考えて業者に相談しましたら、うちが古くて載りませんと。(笑声) 瓦が重いんですよ。ですから、瓦を全部取っ払って屋根組をしっかりした上で鋼板に載せて、それから作るんであればいいということですけど、考えてみませたら 1,000 万円の余、瓦を載せ換えるだけ余分にかかりますので、こういう場合もあるということだけお願いをしたいと思ひませ。

別に我が家のことをあえて言うわけではありませが、温水器を載せていませ。したがいまして、夏はもう熱くてしょうがないくらいだし、冬も何とかそこそこの熱が蓄えられ、私は風呂に使っていませけれども、そういう意味で太陽熱の利用ということも省エネにつながるのかなあとというふうと思ひませるので、よろしくお願ひいたします。

○8 番

(柳生 仁) 自分たちのように情報の知識の薄い者に新たに情報を流してもらえるとということなので非常に安心しませし、村長もそのつもりがあつたが難しかったという話を聞かせていただきました。

ぜひとも、まきストーブは今年から補助があるようでございますので、大いに楽しんでクリーンな村づくりにしていただければと思っておりますし、太陽光のこともこれから進めていければと思っております。

次に2問目の「アンフォルメル美術館について」質問してまいります。

アンフォルメル美術館を元気についていうことでありますが、アンフォルメル美術館は委託管理者努力で15年くらい前から比べますと約10倍くらいの入館者がおるかなあと思っておりますが、まだまだこれが村の活性化になるには至っていません。

村長も今年度はアトリエ棟の修繕費用を十分に盛り込んでいただきまして、大変期待が高まっています。

また、進入路においても環境整備の費用が出されており、魅力ある美術館になることが期待されます。

村長も御存じの北海道の新冠町では、廃校を利用しての民間の力で美術館を造り、成果を上げています。その名前は太陽の森ディマシオ美術館といいます。

村でも今年度は新しい学芸員さんが4月から入り、新しい感覚で取り組むと全協で報告がありました。アンフォルメルとしての位置づけを大切にしながら民間の感覚を取り入れて魅力ある美術館になる方策を検討されるか。

また、ディマシオ美術館とは規模が違いますが、専門家の話ですと、アンフォルメルだけにこだわるのではなくて違うものを盛り込んだらどうか、こんなことを話しておりました。

毛綱毅曠の建築も見学者には大変魅力だと思っております。

学芸員さんと違う感覚の民間のアイデアを盛り込んだ方法など、どのように考えているか。

また、陣馬形山に訪れる方々、年間多くの方が来るわけでございますが、この方々のほとんどはアンフォルメルへ寄っていかないように思います。中川村の美術館を知っていただき楽しんでいただけるような仕掛けが必要であります。

特にキャンプや登山を終えて帰りに寄りたくなるような看板、上から見える案内看板、それが必要と思っておりますが、このことは以前にも質問してはいますが、なかなか実施に至っておりません。

村長、教育長の考えをお聞きします。

○村 長 それでは私のほうから、昨年、山梨県で美術館を運営されている方々と言ったほうがいいかな、見ていただいた経過がありますので、ちょっとお話をさせていただきます。

昨年6月に、駒ヶ根市にあります建設会社の社長さんの紹介がありまして、山梨県河口湖町の河口湖音楽森の美術館、ここに訪問をし、美術館の展示コンセプトとともに美術館の果たす地域貢献の役割とかの大きさについて、館長、それから学芸員のお話を伺う機会を得ました。

その後、8月5日でありましたが、訪問した美術館の館長、それから学芸員、それと今お話がありました新冠の運営を大いに進めている方——北海道で酪農家の手伝い

をしつつ廃校を利用して美術製作に取り組む、こういうマッチングを企画し進めている方なんですけど、このお三方が村を訪れてくださいました。陣馬形のキャンプ場、ベースキャンプ、それから米澤酒造など、村内を回りまして、アンフォルメル中川村美術館を視察し、懇談をする機会を得たものでございます。

美術館では、指定管理者の代表者と次期の代表者となる元自治体美術館館長とも懇談をする機会を得ております。

学芸員さんと違う感覚の民間アイデアを盛り込む方法を採用する気があるかどうかというお尋ねかと思えますけれども、ちょっと述べさせていただきます。

まず新しい学芸員さんのやっぱり考えの下に美術館を運営してもらおうということを第一に考えております。この方は個人的な関わりでアンフォルメル中川村美術館の運営をずっと見てこられてきた方でありまして。現在のもうじき代表を退かれるという予定の半澤さんとも面識がありますし、連絡もずっと続けておった方でありまして。

この次期代表者の方の下での美術作品展の方向、現代美術展の開催ですとか小中学生の美術館との関わり方など、この元自治体美術館の館長の方でありますけれども、この方なりの温めている企画があるようでありまして。ですから、最初はこの方を中心に企画を進めていただいて、アンフォルメル中川村美術館を知らしめてもらうということに、まずそこに集中をしたいというふうに考えております。

その上で、美術館が世の中に知られ、多くの人が訪れるようにする仕掛け、つまり、民間アイデアを盛り込むってということにつきましては、さきに述べた運営の方向を基本としまして、その範囲の中で、あるいはそのものに付け加えてということかと今は考えておるところであります。

陣馬形キャンプ場、登山者が帰りに寄りたくなるような仕掛け、見せ方の工夫っていうことは、やっぱり必要だとは思っています。

しかし、アンフォルメルの作品、美術館をほうふつとさせるような——ちょっと分かりませんよ——ほうふつとさせるようなサインですね、これは指定管理者の思惑もありましようから、こういった方との話合いの上で考えるのがよろしいんじゃないかと、アンフォルメルはあまりにも不定形で、何だか分からないけど何か目を引くなっているものなのか、ただ、それが例えば景観に本当の意味でうまくマッチングしているのか、あるいは全く逆のことになるのか、いろいろな意味で、美術館長、次の代表の方との話、代表の方の考え方を伺った上で進めていくのがよろしいんじゃないかと、私のほうからはそのようにお答えをさせていただきたいと思っております。

○教育 長 お答えする前に、議員はじめ美里地区の皆様には、日頃から美術館のほうをお支えいただいております。本当にこの場を借りて改めてお礼申し上げます。

村長と答弁が重なる部分もございますけれども、私のほうからお答えをさせていただきます。

アンフォルメル中川村美術館につきましては、今、議員からも御指摘がありましたように、年々入館者数が増えてきております。その状況については教育委員会といたしましても大変手応えを感じているところでございます。

また、毛綱毅曠氏設計の施設、平成元年8月の竣工でございますが、既に30年余経過しておりますので、やはりかなり傷みが進んできていると、そういう状況でございます。令和5年度には開館30周年も控えていますので施設の修繕や環境整備を行ってきておまして、そもそも美術館が持っている魅力、そういったものを損なわないように、また維持していけるように、教育委員会としても努めているところでございます。

入館者数の増加につきましては、御指摘もありましたけれども、管理組合の皆さんの御努力によるところが大きいと思っておりますが、10年前の平成23年度——2022年度からコンスタントに1,000人を超えるようになりまして、令和元年度——2019年度にはついに2,000人を超えると、また本年度はコロナ下という状況ではございましたが、感染症対策を講じながら魅力ある企画を導入しまして、来館者数は最終的には2,034人、本年度もこうした悪条件の中でありましたが2,000人を超える結果ということになりました。

入館者数の増加は、アンフォルメルにとどまらず、企画展の工夫によるところが大きかったというふうに理解をしております。ここ最近では、地元の若手作家を取り上げたり、アトリエ棟と本館のほうにも作品を展示したり、あるいは造形作品をテラスに展示したりということで、新たな取組にチャレンジしてきていただいております。

また、昨年12月には機会を得て人工知能美学芸術研究会と人工知能美学芸術展——なかなか内容的には分かりにくいものだったんですが——全国規模の美術展も開催をさせていただきまして、新たな実績が加えられたかなあというふうに思っております。

村が美術館を持ち、存続させていくことは並大抵なことではないというふうに私も実感しておりますが、これまでは、いくなれば村の美術館として身の丈に合った規模と工夫によって企画、運営し、一歩ずつではありますが成果を積み上げて村の美術館としての価値を高めてきていただいているというふうに承知をしております。

議員から御指摘、御質問の村の活性化につながる美術館の在り方ということですが、教育委員会としましてもアンフォルメル中川村美術館がこれからも村の美術館として維持され、発展し、その先に村の活性化につながっていけばいいなあというふうに考えております。

村長からも話ありましたが、来年度からは自治体美術館で館長として活躍された方を管理組合の代表としてお迎えをいたします。お願いするに当たりましては、実は昨年の1月から意見交換を重ねてまいりました。そういう中で教育委員会としての村としての考え方もお伝えをしながら、またこの方のこれまでの御実績であるとか美術、芸術に対する見識についてもお伺いをして、1回お会いすると2時間を超えるような意見交換になりましたけれども、そういったことを重ねてきております。今回、代表としてお迎えすることができたと、そういう経過をたどっておりますので、非常に期待をしているところでございます。

特に、美術館のみならず、中川村という地域に対しても素材としての関心を寄せて

いただいておりますので、今までの企画にない新たな企画で魅力を付け加えていただけるのではないかとことを期待しております。

これからは、新しい代表を軸に企画、運営をしていく中で、村長の答弁でもありましたけれども、民間のアイデアを盛り込むということも、そうした新代表との相談、企画・運営の範囲内、あるいはそれに付け加えながら、新たな魅力づくりということでも展開してまいりたいというふうに思っております。

○8番 (柳生 仁) ただいまは、村長、教育長から本当に丁寧に夢のある答弁をいただきました。

新冠町は、人口的には5,000人ちょっとというところで、決して大きいところではありません。しかも山の中であります。新千歳空港から1時間ちょっとくらい、まつもと空港から行けば千歳に着いて1泊2日で帰ってこられるところでもありますけれども、ここでもってスタートしたときにまず1万人確保したという話を聞いており、インターネットで見ると確かにすごい美術館だなあっていうことで、規模的には全く違いますけれども、ぜひとも参考になればと思っております。

そうした中で、今度、村でもアトリエ棟にたくさん投資していただくことと進入路を整備していただくわけでありますけれども、進入路の整備が常々できていないと、きれいにしたときはいいわけでありますけれども、以前に質問したときには、どうもお互いに建設課と教育委員会と譲り合っておって、どこがどうするっていうことがなかったように思います。結果的に進入路を整備する人がいなかったっていうふうに思っております。

地元の人たちの努力で少し整備してきたっていう経過がありますけれども、こうして今度は思い切って進入路の村の用地の部分の部分をきれいにしてくださるっていうんで、引き続き進入路とアンフォルメル美術館周辺の環境整備、これをされるかどうか。今までと変わらないよっていうんだと、また元の山の中の美術館になっちゃうけれども、森の美術館らしい雰囲気をつくってもらいたいんですけれども、その考えをお聞きします。

○村長 おっしゃるとおりだと思います。

私もこういうことになってアンフォルメルを何回も見させていただく中で、やっぱりちょっと入っていくところの進入路、自然の景観は構わないんですけど、これがやぶみたいになるまで放っていると、これはどうかなあという思いがありましたし、そういう考え方の中で、今回、整備を思い切ってしましようということを申し上げました。

それから、現在の管理者の方とも話をし、いっそ駐車場を舗装しませんかという話をしたら、これはこれでいいんだというお話がありましたので、それはそのままにということでもあります。

森の中の美術館、前にも質問いただきましたが、あそこに座ってテラスから西のほうを見るときあのすばらしさ、冬もそうですし、春、夏、秋、それぞれに違った景観が見えるし、非常にすばらしいところだと思っております。

○教育長 したがいまして、宣伝になりますけれども、そういう努力は、やはり行政としてはきちんとしていかなければいけないなということで、皆さんのお話を聞きつつ、予算特別委員会も控えておるところで言うては何ですけど、ぜひ、今回盛っておりますお金といますか、多額なものでございますが、これは、収蔵庫の作品、これがエアコンの調整がずっとできなくていたためにかなり劣化もしているというような話も聞いておりますので、やるとしたら、もう今回という思いがありますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

○教育長 もう一つ、新しい学芸員さんとか代表を務めていただける方は、中川村出身の前の女子美術大学の教授——今は青山学院大学のほうに転出をされておりますが、原先生ですけども——とも高校で御一緒だったということで、いろんなところのお話と一緒にされておりますので、こういったところのつながりもまた、つまり大学の美術の学生といますかともつながることができるのかなあというふうな思いも持っております。

○教育長 以上です。  
周辺整備の点についてでございますけれども、これまでも、自分の中でも個人的には葛藤といたしまして、これまで、1つにはどこまで手を入れるのかというところが課題としてあったと承知をしております。かなり手を加えて作り上げていくのか、あるいはできるだけ自然に近い形で継続していくのかということがこれまでの検討の経過でもあったように承知はしておりますけれども、ただ、そうであっても若干整備のほうにさらに必要な部分はあるかなあということは個人的には思っております。

○8番 施設については、先ほども、今も村長のほうでもお伝えしましたように、維持をし、改善していくような形で取り組んでおりますので、周辺の環境づくりにつきましても、教育委員会としても、管理組合のほうとも村のほうとも相談しながら適宜検討を進めていきたいというふうに思っております。

○8番 (柳生 仁) それぞれ前向きなお答えいただきましたし、夢のあるお答えをいただきました。

アンフォルメル美術館は、12年前はすごい雑草の中の美術館でした。村長の言われる座って景色を見ると、あそこから見る目の前は大変なところでした。第1回目の草を刈るには本当に難儀をしました。でも、今は本当にごく普通にテラスから見えて、またその下のほうの山も地主さんの理解の下に教育委員会で伐採していただきました。本当にありがたいと思っております。

○議 長 ぜひ、森の中の美術館が多くの方々に知られて、将来的には5,000人、1万人の方が見ていただけるような、また中川村には果物とかいろんな分野で観光客がたくさん来ますので、ぜひそういった方があそこに足を運べるような仕掛けをすることをお願いしまして、質問を終わります。

○議 長 これで柳生仁君の一般質問を終わります。  
次に、5番 松村利宏君。

○5番 (松村 利宏) 私は一般質問通告書に基づき質問をいたします。

まず1つ目ですが、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしました。

長野県は、令和元年11月、県議会定例会における気象非常事態に関する決議を受けて阿部知事が気象非常事態を宣言し、この中で、2050年、二酸化炭素排出実質ゼロとすることを決意いたしました。

長野県では「気候非常事態宣言—2050ゼロカーボンへの決意—」として9月8日までに長野県内77全市町村が賛同しています。中川村も当然含まれています。

日本がゼロカーボンを達成するために最も重要なことは、エネルギーをどのように確保するかです。

日本は資源がないため、エネルギー自給率は約12%で、安定したエネルギーを確保するため多量のエネルギーが必要になります。エネルギーのリスク分散は不可欠です。

日本経済は製造業による製品を海外に輸出し外貨を得ることが必要になります。そのためには安定したエネルギーの確保が絶対条件です。

日本の部門別二酸化炭素排出量の割合、直接排出量は、エネルギー転換部門 約40%、産業部門 約25%、運輸部門 約18%となっており、エネルギー転換部門が最も多くなっています。

発電の内訳は、火力発電 約73%、このうち石炭31%、天然ガス35%、石油7%で、再生可能エネルギー 約19%、原子力 約7%となっています。

国は、CO<sub>2</sub>を排出しない次世代エネルギーとして水素による発電、車の燃料として安価供給できるかを検証しています。

蓄電池、再生可能エネルギーの技術革新による効率化も規制緩和で行う予定であります。

電力会社は、再生可能エネルギーの拡大、送電網の増強、アンモニア・水素による発電を検討しています。

エネルギーは、CO<sub>2</sub>を排出しないこと、気象条件により変動がないこと、適正価格で運用できること、エネルギー自給率を向上することが必要になります。

エネルギーについては、利用可能なエネルギーを組み合わせることで安価で持続可能なエネルギー供給が必要になります。

水素については、EU、ドイツ、フランス、アメリカ、中国は中長期目標を設定し、莫大な国費を投入し、開発、事業化を推進しています。

日本は水素に関する最先端の技術を保有しています。

水素は、皆さん御存じだと思いますが、小中学校の理科の実験を思い出してください。水に電極を流すと水素と酸素に分解します。今やろうとしているのは、逆に水素と酸素を反応させるとエネルギー——電気と熱、と水ができます。小中学校の理科の実験と逆になるわけです。宇宙ではこの水を飲み水として活用しています。

水素は酸素と反応して電気と熱、水を発生するため、CO<sub>2</sub>を出しません。ゼロカーボンになります。

水素は、電気として 55%、熱として 25%、約 80%を使用可能な効率のよい物質となります。

水素は、主に燃料電池車、家庭用燃料電池、液体水素ロケット、ニッケル水素電池などがあります。

村は中長期的視点で水素を活用したエネルギーについて検討することが必要だというふうに考えます。

まず1つ目として、日本は、原油、天然ガス、石炭等、エネルギーを輸入に頼っています。再生可能エネルギーを活用できれば問題ありませんが、天候に左右されるため持続可能性がありません。

資源のない日本においては、天候に左右されないエネルギーの開発が必要になります。

特にエネルギー安全保障を考慮することが重要になります。水素エネルギーは、自前のエネルギーを調達できる点で、エネルギー安全保障上、有効です。エネルギーは、日本の安全保障、経済安全保障の視点を考慮することが必要だと考えます。

非常に難しい問題ですが、この辺のところで村長のお考えをお聞きできればというふうに思います。

○村 長 ちょっと過去のことになりますけれども、コロナの第5波からの回復、このことで消費の急激な回復がありました。それに対して物流が追いつかず物価も上昇したと、こういうことを経験しております。

石油産出国及びロシアなどが原油生産量を協調減産化し、石油価格が高騰し、プラスチックなどの石油製品も値上がりして1次産品価格も上昇している、ずっとこの現実が続いております。

さらに、ロシアのウクライナへの侵略に対しまして日本は経済制裁に踏み込んだわけでありまして、これに対して、量はどうも調べてみますと少ないとはいえず、そこから欧米の国の会社は徹底を決め、日本もどうするかちょっと分からないそうでありまして、聞いておりませんが、そうなりますと供給が従来どおりいくのかなという不安はあるところであります。

また、上越市には、中部電力、それから東京電力も出資しているのかと思いますが、液化天然ガス、これを原料とする火力発電所、238万kWという大きなものがありまして、これを長野県のほうにも送電をしておると、こういう現実があります。

今般の地球温暖化対策での石炭から天然ガスへの乗換えですとか、ウクライナへのロシア侵攻による輸入品価格の高騰、こういったものにつきましては、エネルギー資源に限らず、食料も含めてでありますけれども、安全保障上の重要性っていうものをこの現象は表しているんだろうなというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 村長の考え方と私も全く同じであるわけでありまして。

その中で、水素に関しては、国民の理解——水素に関する知識、水素の利用条件など、これはなかなか進んでいないというのが実態だと思っています。一般的に水素

はすぐ爆発して危険だと、取扱いが難しいなどの理由でエネルギーとして利用することは不可能だという意見もあります。

私がちょうど40年前にアメリカで研修したときに、アメリカの技術者に水素をなぜ利用しないのかという考えで質問したんですけども、当然、答えはそのとおりでした。水素は安全に保管、運搬ができないため、なかなか難しいんだよという回答を得ました。

しかし、それから40年たった現在、水素に関する日本の技術は進んでおり、水素濃度が高くなれば安全に取り扱うことができるようになっております。

2019年3月時点で東京都営バスでは5台の燃料電池バスが既に導入済みで、これまでの車両に比べて運転時の音が静かでアクセルも軽く、坂道もスムーズに運転できると思うと好評です。

水素エネルギーといえば、電気とお湯を作れる家庭用燃料電池、エネファームは、私たちの暮らしに最も身近です。世界に先駆けて市販されたエネファームは、約10年で27万台が普及して、当初は300万円と非常に高価だったわけですけども、今は94万円まで下がっています。戸建てを中心にさらに広がっていくそうです。

水素で走る乗用車やバス、トラックも既に町を走り始めています。

エネファームは、2020年東京五輪の選手村跡地でも全面的に導入されています。

しかし、2017年時点での国民の間での水素エネルギーの認知度は28%、水素エネルギーは安全だと考える人も30%にとどまり、水素エネルギーをめぐる現状が正しく知られているとは言い難いのが現状です。

そこで、中川村総合戦略の「5 分散型エネルギーの推進」に水素エネルギーの検討を導入し、村民に水素エネルギーが持続可能なエネルギーであることを周知することを提言します。

これも非常に中長期的な話になるわけですけども、やはりこういうのもしっかりと検討していくというのも1つの手じゃないかというふうに考えていますので、これは明日、あさつての話ではないわけですけども、村長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 水素は未来の夢のエネルギーだということは——夢のっていうか、現実にもう水素を積んで走っている車もありますし、県の企業局ではこの車を、私のどものところにも乗り込んできまして、その説明をしていただきました。そういう意味では、かなりこれからも普及するだろうなというふうに思っております。

という前提ですけど、大きな意味で、水素をいろんな、何ていうんですか、炭化水素ガスっていうんですか、要するにメタンとか、そういったものをいいます。押しなべていうと、そういうものから、これを燃やして水素を取り出そうとする、そういう研究も進んでおるようでありまして、ただ、これは未成熟といいますか、そういう技術ではないかなという気がしております。したがって、このことを殊さら取り出すのは、今はどうかなという気がしております。

脱炭素、こういった視点で有効であっても、その前に再生可能エネルギーをどうやっ

て導入するか、広めるかっていうほうが現実的な選択ではないかというふうに思います。まずは太陽光発電などの普及、次の段階で技術が確立されれば水素エネルギーもあるのではないかなという気がしております。

その一方で、エネルギーとして何を使うかっていうことは、使用者が最終的には選択するものであります。

農村部の生活では——大分都会化をしているという言い方はないんですけども、あまり差がなくなっはきておるかと思えますけれども——農村部の生活で都合のいいエネルギーは何かということをやっぱり考えますと、ちょっと見渡せば山には木がありますし、労力は必要ですけども木を切つてまきにすればまきストーブになるし、太陽光発電施設のある方は自前でエネルギーを調達、電気もそうです、調達することができますのでということがあろうかと思えます。

また、長野県は小水力発電が可能な箇所が多いということも言われておりますし、実は長野県企業局の持っている一番大きな発電施設は東春近の発電所です。これが一番大きくて、この間、企業局でお見えになったときには、さらに水力、小水力も含めてもっと大きく増やしていくと、こういう説明がありました。

そういう状態でありますので、これから再生可能エネルギーの地産地消を進めていくということが現実にでき得ることではないかという意味で考えておまして、議員のお尋ねの、例えば村には総合戦略に分散型エネルギーの推進というのがありますけれども、これは今の記述のものをどうやって前に進めていくかっていうことが当面の課題ではないかというふうに思っております。

○5 番 (松村 利宏) 大体予想された回答だったわけですけども、やはり次の体制等を見越して水素エネルギーっていうのはしっかりとらえていく必要があるんだというふうに思いますので、その辺のところもしっかりとやっていただかないと、なかなかこれからのニーズに合ったエネルギーっていう観点にはならないというふうに思いますので、その辺も今後検討していくということで、今、私は提案をしておりますので、そういう観点での視点を持っていただければというふうに思います。

あと、国内では、東日本大震災の原発事故で被害を受けた福島県浪江町で太陽光発電による電気を生じた水素発電所が建設され、約150世帯の1か月分の電力を製造できるようになっております。

東京都環境局が運営する水素情報館東京スイソミルは、水素エネルギーの最新動向までを子どもから大人までが分かりやすく理解できる展示になっています。夏休みなど長期の休みには多くのワークショップも開催され、子どもたちの自由研究にも大いに生かされます。

スイソミル1階の展示コーナー、展示スペースでは、水素エネルギーに関わる最新情報を月1回のペースで水素ニュースとしてまとめて公開している展示コーナーやワークショップで学んだことをワークシートに書き込めば、日頃の調べ学習や夏休みの自由研究などに大いに役立つことができます。

小中学校の理科の教育において習う水に電極を流すと水素と酸素に分解する、その

反対は先ほども申しましたとおりエネルギーと水ができるということになります。

こういう水素エネルギーっていうのが使えるんだというところで、この辺のところも学校の教育というところで、東京都のこういう博物館っていうか、そういう実験施設っていうのもあるし、こういうのを見ながら取り入れていくというのも1つの手だと思んですが、その辺について見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 科学をする心といいますか、そういう不思議だなあとか、なぜだろうって考えるようなそういう気持ち、心を持つ子どもを育てていくっていうことは、やはりこれが、その人たちが未来の科学者になったり新しい技術をつくっていく基になったりということで、大変重要なことだというふうに思います。

しかしながら、未来のエネルギーとして殊さら水素だけを学ばせるっていうのは極端ではないのかなというふうに思うわけでありまして。

エネルギーっていうのは何かっていったら、やっぱり太陽光でもエネルギーは得られますし、物を燃やせばそれが化学反応を起こすときに熱も出ます。こういったこともエネルギーですから、それからまた水力、水を持つ位置の力、それから先ほど言いました木を燃やすバイオマス、こういった再生可能エネルギーは、やっぱりこのことがあって勉強する必要があるかというふうに思うわけでありまして。

特に問題になっておる温暖化防止のためには、確かに原子炉、原子力発電所のウラン、ウラニウムの中性子がぶつかってだんだん核分裂を起こしていく、そういう反応でありますけれども、これは確かにCO<sub>2</sub>の排出量が非常に少ないということでありまして、電気事業連合会などは積極的にPRをしておりますけれども、ウランを採掘してから核のごみの処分まで、これのサイクルとしてのコスト、これには触れていないわけでありまして、処分をする中ではやはり二酸化炭素も出ますし、何よりも東日本大震災のときに、福島第一原子力発電所、1号機から4号機だったかな、爆発を起こして炉心熔融も起こしました。こういう意味からいったら、これを処分していくには40年とも50年ともかかるわけでありまして、こういうことを考えていくとコストも非常にかかるということも考えなければならないだろうというふうに思います。

やっぱり人がつくり出した災害であり、この原発事故っていうのはふるさとの自然を壊したということをおぼえてはならないし、今、ウクライナにロシアが侵略しておりますけれども、あの大統領が言っておりました。一番大事になっていうか、大きな原子力発電所をロシアが占拠したときに、チェルノブイリの事故で放射能を封じ込めて一緒にやったことを忘れたのかということをおぼえておりましたけれども、まさにそういう危険があるという思いがしております。

国としては、未来のエネルギーとして、例えばこれをもっと薄めて、核融合反応っていうんですか、こういったことからエネルギーを得ていこうとする研究も支援するようでございますけれども、先進的な技術は確かに危険を乗り越えながら開発していくということかもしれませんが、エネルギー利用も多様な方法がありますから、子どものときには広くエネルギーって何だっっていうことを学んでもらうっていうことが必要じゃないかなというふうに私は思います。



○教育長 小中学校における水素エネルギーの教育についてのお尋ねだというふうに思います。

初めに学校における理科教育について少し説明をさせていただきます。

御質問にあった水の電気分解と水素と酸素の化合についてでありますけれども、中学2年生の理科単元である「化学変化と原子・分子」で学習することになっておるようでございます。単元の目標は「化学変化についての観察・実験を通して、化合、分解などにおける物質の変化やその量的な関係について理解する」などというふうになっております。

現場の先生にお伺いをしましたけれども、特に御指摘のあった水素と酸素の化合、この実験につきましては、水素と酸素を混ぜて点火すると小さい爆発があつて水ができるということで、子どもたちにも実感的に理解ができるという状況がありまして、生徒たちに大きな印象を与えることから大変人気のある実験だというふうにお伺いをしています。

また、こういうエネルギーの扱いでありますので、興味、関心を高めるために、例えば燃料電池自動車とか、そういう現代の暮らしの様々な場面に活用されることが1つの流れにもなっているというようなことも紹介をしているということでございます。

村長の答弁にもありましたけれども、子どもたちが科学する心を持って育つ、これは非常に大切なことだと思いますが、小中学校でのこうした基礎、基本、こうした学習を土台にして、さらにその先に興味、関心として水素エネルギーにつながっていくという子どもの学びがあれば、それは大事にしていく必要があるなと思いますが、取り立てて水素エネルギーという形で取り上げて指導するっていうふうなことは、今のところ考えてはおりません。

○5 番 (松村 利宏) 丁寧な答弁、ありがとうございます。

今、村長、それから教育長からもありましたとおり、子どもさんが興味を持つということが非常に大事だと思います。

まさに水素っていうところで、紹介できれば、東京——東京へは今行けないですけども、そういうところはインターネットでも見られますから、そういうスイソミルみたいなところでいろんなことが分かるよということであれば、そういうことを紹介してあげて、そこでまた自分で勉強するなり、東京へ行ったときにそういうところへ立ち寄ってみるとか、そういうのも啓蒙していただければなあというふうに思います。

先生方も一生懸命、化学反応は多分面白いだろうと私も思いますので、そういうのに興味を持っていただいて、さらに将来イノベーションができるようにしていただければというふうに思います。

次に参ります。

国内外におけるクリーンエネルギーを活用した水素発電事業は、御存じだと思いますが、山梨県富士吉田市で、昨年11月、発電設備工事に着工して、今年3月、営業運転を開始するということが、こうなっているかどうかはちょっとまだ確認できていないところでありますけれども、そういうことになっています。富士吉田市長は、富士

吉田市に商業運転として日本初の水素発電所の起工式を迎えられた、脱炭素社会を目指し世界の課題に取り組んでまいりたいというふうに述べております。

水素発電事業が商業運転を開始したことは、エネルギーがない日本にとってあるべき姿だというふうに思います。

水素発電事業が現実となりました。水素発電は伊那谷市町村レベルで運用でき、車、家庭の電源として使用できます。

村は水素発電事業を検討することが村の活性化、雇用の確保のために重要だと考えます。

先ほどから答弁いただいているわけですが、もう既にこういう事案が出てきているわけですね。そういう観点でもう一度村長の見解をお聞きます。

○村 長 富士吉田市の水素発電所、これがどういう仕組みになっているのかっていうのはちょっとまだ見てございませんけれども、ちょっと話は変わりますが、昨年、大規模な太陽光発電施設を造って、そこから得た電気や水力発電の夜間の余剰電力を活用して水素を製造、貯蔵して水素エネルギーとして活用できないかという、こういう提案もいただいて、中部電力の——今は会社が3つに分かれていますけれども中部電力の発電部門の会社、この皆さんと一緒にこのことについてお話を伺う機会がありました。

中部電力の見解は、水素エネルギーは確かにクリーンなエネルギーとして期待は高いけれども、そもそも発電電力が現在では足りない、という状況の中でほかのエネルギーで発電した電気を使ってグリーン水素を得る手法は現実的ではないと、水素に変換して再発電するとエネルギー量としては2～3割程度が減るということのようでありまして、蓄電して活用する方法が効果的であろうと、こんなようなお話をいただきました。

という指摘を受けて、仮にここにプラントを造った場合に、多分プラントの規模にもよるんだろうと思いますけれども、どのぐらいの人が必要で地元の雇用につながるかっていうことも、これはまだちょっと私も調査しておりませんのでこの場でお答えすることはできませんけれども、余剰電力等を使って、あるいは太陽光発電で起こした電気を使って、いわゆるグリーン水素っていうんですか、こういったもので発電するっていうやり方は、理論的にはよく分かるんですけども、現実にこの伊那谷の中では、特に中川村でというのは、あそこに大きな水力発電所がありますから、そういったことを念頭にした上での議論だったんですけど、現実性がないというお話をいただいております。

○5 番 (松村 利宏) その辺のところは、すぐというわけじゃないんで、最初から言っているとおり、あした、あさつての話じゃありませんので、しっかりとその辺を考慮していかないと、先ほどから言っているエネルギー、輸入している原油、それからいろんなものがなくなってくれば再生可能エネルギーだけではもう当然間に合わないっていうのは目に見えているわけですから、その辺のところをしっかりと考えていかなきゃいけないっていう前提で話しているつもりですので、その辺のところを御了解いただいて、次のところへ行きます。

日本原子力開発研究機構は、1月28日、全電源喪失に遭遇しても原子炉の溶融などが起き得ないことを高圧ガス炉で実施した国際共同実験で実証しました。高圧ガス炉は福島第一原発と同じ事故、全電源喪失による炉心溶融に遭遇してもそうした事態に至らないこととなります。

原子力機構は、令和4年度から高圧ガス炉の1,000℃近い高温を利用する水素製造の施設設計に着手します。実用段階の高圧ガス炉では発電しながらグリーン水素を得ることができるため、究極の脱炭素電源となります。

中川村総合戦略の「6 企業活動の支援と創業支援」においては専門性の高い企業を誘致するとしています。

国内の企業は、再生エネルギーによる発電事業を拡大、国内における水素製造プラント建設、CO<sub>2</sub>削減サービスの展開、大型蓄電による新事業展開など、再生エネルギー、水素エネルギーに注力する方針です。

中川村を長野県伊那谷地域の水素エネルギー拠点として位置づけることが必要だというふうに考えます。

これも先ほどから言われている核の話になるとウランとかいろいろあるわけだから最終処分地をどうするかという議論になるわけですが、これも1つの方法として考えておく必要があるんだろうということで、また同じような質問になってしまったわけですが、もう一回、こういう視点で今後のところを見たときに、こういう視点で村長の見解をお聞きしたいと思います。

○村 長 この実験については、細かくちょっと私も調べたりしておりませんので、いい加減なお答えはできないわけでありまして、先ほど言いましたとおり、繰り返しになります。例えばメタンですとか液化天然ガスなどの炭化水素ガスを内陸まで運んでプラントを造って、そこで高温、高圧な条件下で燃やすと水素が取り出せるというのを読みました。同時に、二酸化炭素も当然出ます。

そういう中でいろいろ考えていくと、やっぱりそういうことをしてまで必要なのかなというようなことを考えてしまうわけで、やっぱりコストがどうかというのが最終判断だろうなという気がいたします。

水素エネルギーの活用に向けての研究は産業界でも進んでおるそうでありまして、トヨタ自動車ですとか出光興産、岩谷産業ですから有名なガスボンベの岩谷ですかね、それから住友商事、それと中部電力など、民間事業者により中部圏水素利用協議会というのが一昨年の3月に発足しておるようであります。その中には、国内での水素製造よりも、主には国外からの燃料輸入を想定しておるようでありまして、NEDOという新エネルギー・産業技術総合開発機構が考えているのが、どうもオーストラリアから水素を液化して運んできてという、この実証実験に取りかかりつつあるということも聞いております。

したがいまして、一般的な企業誘致と同様になるんですけども、他地域と比べて特段有利でない限り、なかなかこれに手挙げをして、希望してここにプラントを造ると、こういう企業がなかなか出ないんじゃないかなというような気がしております。

○5 番 (松村 利宏) 明日、あさってのことではないんですけども、そういう視点、要するにあらゆるビジネスチャンス、中川村を活性化し人口減少対策をしていくっていう視点で見たときに、エネルギーっていう点、要するに再生可能エネルギーじゃなくて、そのほかの今言った水素を活用したエネルギーっていう視点で捉えて、いろいろ、伊那谷の拠点として、もしくは長野県の拠点としていくという視点っていうのは極めて重要だと思いますので、そういう視点で今後も検討していただければというふうに思います。検討というか、そういう着眼を持っていただければというふうに思っております。

次に行きます。

2月24日、ロシアがウクライナを侵略し、国際社会の秩序の根幹を揺るがす事案が発生しました。

G7各国による外交努力が無視されることになった現実をまず認識しなければいけないというふうに思っております。

さらに、国連安全保障理事会は今年に入り会合を続けてきたわけですが、緊急会合中にロシアがウクライナを侵略し、国連もロシアの侵略を止めることができないのが現状です。

あれからもう既に13日ですかね、14日目に入るわけですが、全く国際社会は指をくわえて見ているだけ、制裁はしていますけど、これは極めて問題な事項だというふうに、私だけじゃなくて世界中の方、ほとんどの方がそう感じているんだろうというふうに思います。

こういう観点で見たときに、日本のマスコミ各社もいろんな社説で、産経は「安保理の権威は失墜した」、朝日は「秩序と民主を侵す暴挙だ」、毎日「侵略行為を強く非難する」、読売は「国連憲章踏みにじる重大な挑戦」、日経は「世界はロシアの暴挙を許さない」という社説、そのほかにもいっぱいあるわけですが、主要なところを上げるとこういう項目で社説を書いています。

ここで、さっきからエネルギーの話を書いてきているわけですが、やはり日本の安全保障について根本的に考えることが必要な時期にもう入ったんだろうというふうに思います。

安全保障っていうのは、防衛だけではなくて、先ほど言ったエネルギー、先ほど村長も答弁にありましたが、食糧、それから経済、これが日本は自らできるっていう体制を——戦後70年もたちましたけれども——もうそこを深刻に考えなきゃいけないという時期になっていると思います。

何を言いたいかっていうと、やはり日本は抑止力をまず強化して、その上で外交を行わなければならないということに尽きるんだろうというふうに思います。現代戦は、陸海空、サイバー戦、宇宙戦、電磁波戦、それから情報戦、外交戦、経済戦、法律戦など、これら全てを入れたものが今の現代戦だと言えるわけです。軍事行動だけじゃないっていうことなんです。

そういう視点で、やはり、今やしっかりと日本国民全てを含めて議論をすることが

必要だという時期に入っていると思いますが、そういう視点で村長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 ウクライナに侵攻したことに對して、例えばNATOの条約加盟下でないもんですから、当然そこにはNATO軍が駐留していないわけですし、そのために反撃をするということはないことも事実かと思えます。

そういう中で、国連では国連憲章に基づいて非難、あるいは決議、安保理常任理事国のロシアは当然否決しましたが、国連総会というのは久しぶりに開かれて、その中では、世論としては圧倒的多数の141か国の賛成、反対が5、棄権が35だと思えますが、こういう圧倒的な多数で採択をして、非難、即時撤退をせよという決議をされたわけであります。

日本は、当然、日本国憲法で武力等は放棄をしておりますので、国連の下に入って、そういう、いわゆる行動を共にしていくというのがこれは方法ではないかと思えますし、決して国連が、今の中では、例えば朝鮮戦争があったときに国連軍を派遣するなんていうことはあり得ないはずですから、今の中では。

したがって、今の国連のやっていることはこれで精いっぱいだし、そのお墨つきがあって、日本も経済封鎖っていいですか、金融的な意味での封鎖っていいですか、こういったものにも乗り出したんだらうなというふうに思っております。

それから、確かに東アジアのことに目を転じますと大国の覇権主義的な横暴な振舞いというのは非常に目につくところでありまして、フィリピンですとかベトナムとの間の島々を強引に自国領として軍事拠点づくりをする、周辺海域で平和に漁を続けてきた漁民までも追い出してあります。

尖閣諸島にあっては、中国海警局の艦船が一方的な中国の法律の下に領海侵犯を繰り返すと、こういうことの実例が続いております。

繰り返しになりますけれども、やはり、そういう国連の中で武力を持たない日本としては、外交努力を第一に行うこと、これでしかないんじゃないかと思えます。

現在、南西諸島の防衛施設化、これが進んでおるようでありまして、これをするとミサイルの標的になることはもう明らかではないかと、私は素人ですけど、報道等を読みますとそういうふう書いてありますし、第一、住民の安全を誰が保障するんだということが問題になってきます。自治体にこの説明もないまま、昨年6月に一方的にアメリカは——軍の代表の方かどうかわかりませんが——こういう構想を述べたということも、これが分かったということで新聞の報道がありました。

こういうことは、例えば軍施設に絞って攻撃をしていますよ、ロシアはそういうふうに言いますが、実際にウクライナではミサイルが撃たれてアパートを直撃する、また先ほどもあったとおり原子力発電所を占拠する、こんなことが起きているわけでありまして、軍事施設のみだと言っても、やはり民間人も攻撃の盾になる、それが取引の材料になるという点ではちょっと信じられないということであります。

それはともかくとして、エネルギーですとか食料の安全・安定的な確保につきましては、やはり日本も自前では当然行けない国でありますので考えていかなきゃいけな

いとは思いますが、何ていいますか、エネルギーに関しては、大きなところでそういうところで協調していくしかないんじゃないかと思えます。

しかしながら、経済安保という問題についても、今は、東アジアの大国、これを相手にしながら、米中という枠組みの中でいろんな、ただ軍事転用されやすいような輸出をちょっと規制しましょうとか、あるいは特許を取らないでこれを隠しましょうとか、いろんな議論が、今、国会の中でされておるようでありまして、これはこれで、そちらのほうで検討いただければいいんじゃないかなというふうに思えます。

ただ、資源を捕らえられてしまって封鎖をされてしまう、例えばレアアースがそうです。前にもありましたよね。いわゆるモーター、電気モーターっていうんですかね、自動車の発電機とかに使う希土類というものは、中国が一番生産をしておりました。そのときにも、例えば日本への輸出を止められる、制限されるということがありましたので、こういうものに対しては、やはり対策を日本もしっかりやっていってほしいなと思えます。

どっちつかずのような言い方になって申し訳ないんですけども、そういうふうにご考えております。

○5 番 (松村 利宏) 今、答弁いただきまして、ありがとうございました。

1つ言えることは、日本は自らを守るための抑止力を絶対に持たなければならないということが明確になったということだけは確実に言えます。そのことはほとんどの国民が今回のことで認識したんだらうということをおし述べ、次の質問に行きます。

防災、減災ってということで森林整備について。

平成30年9月定例会の一般質問で個人所有の保安林の手入れと防災対策ということで質問した回答に、森林環境譲与税を利用し防災、減災を図りたいというふうにありました。

平成31年3月定例会の一般質問で森林環境譲与税を利用した防災、減災の具体的施策について質問した回答に、森林組合とか区、地域と連携して地域の実情を踏まえて意向調査対象地域を設定するとありました。

村は令和2年度から5か年計画で意向調査を開始しているわけですが、開始してから2年が経過しておるわけですが、調査結果と進捗状況、それから、これは多分そのとき私の質問した中にあったと思うんですけども、地権者が不明とか、もうやっていないんで、できないんで村へ管理をお願いしますという方、あとは、もう寄附しますよと、村でやってくださいというのがかなり出てくるんじゃないかということで私も考えていたわけですが、その辺についてちょっとお聞きしたいというふうに思えます。

○産業振興課長 それでは、まず調査結果と進捗状況についてお答えをさせていただきたいと思えます。

村では、令和2年度に意向調査の準備としまして対象森林の基礎図作成委託を行いました。

令和3年度には、意向調査5か年計画の初年度として大草北地区で森林所有者を対

象とした調査を開始しております。

令和3年度は対象森林約200ha、対象人数155人にアンケート調査を実施し、「森林の境界が分からない」28%、「森林整備については何もしていない」72%、困り事としては「境界が分からない」26%、「後継者がいない」21%、「山林からの収入がない」27%、「後継者は森林のことが分からない」が21%と、森林管理について不安を持っている所有者が多いことが分かっております。

この原因としましては、調査の対象が10年間以上管理されていない森林を対象とした点もありますが、一般的に森林からの収入がないこともあって森林に対する関心が薄れていることなどによるという点が多く、多くの森林所有者に共通しているというふうに感じております。

なお、調査によって、地権者が不明であるとか、村へ管理を依頼する地権者であるとか、村へ寄附をする地権者については、状況によって若干名の方たちがこういうような意向を寄せられているというような状況がございます。

○5番 (松村 利宏) 今のなかなか管理できないっていうのがよく分かりました。私も山を持っているんですけども、私も実際ほとんど管理していないんで、多分そういう答え方になるのかなあというふうに思っています。

昨年、総務経済委員会は平谷村の森林管理について調査しました。

平谷村は、御存じのように人口394人、面積77.37㎢、森林面積74.81㎢で、森林経営管理制度の取組は令和2年度から飯伊森林組合に委託し、意向調査、詳細調査を実施しているわけです。

村の山の管理を任せたい人が約70%、これは今聞いたのと同じような数字かなあというふうに感じます。それから、やはり平谷村の特徴だと思うんですけども、みんな中部圏の方向へもう転出してしまっていて誰も住んでいないっていうところがあるので、寄附したい人が15%で、ちょっとこの辺はかなり多いのかなあというふうに感じました。それで、村は積極的に受け入れているという実態であります。

特に、私は、国土保全、安全保障の観点から、村民からの山の寄附受けを積極的に進めていくことが必要だというふうに考えています。

国土安全保障の観点から、村へ管理を依頼する場合、村へ寄附する場合は積極的に受け入れることが必要だというふうに考えています。

その後ろのところをもう1個を併せちゃいますが、今度は、意向調査は2020年度から2024年度、まだ3年間行われると思っておりますが、早まるか、ちょっとまた計画が変わるかもしれませんけれども、その結果に基づき、森林管理、これを検討することが必要なんだろうというふうに思います。森林の荒廃防止とか防災、減災のためには村が管理することが最適だというふうに考えるわけです。

これは、森林を生業でやっている方の収入があれば、それはそれで全然問題ないと思っておりますけれども、今の中川村の状況を見ると、なかなかそれは厳しい状況かなあというふうに思いますので、その仕組みを県とか国とかと調整していくことが必要だろというふうに思います。森林環境譲与税の配分っていうのも国と調整していく

ことが必要なあというふうに思います。

これは一概に村が管理してくれというわけじゃないんですけども、この意向がかなり強まってくるっていうことがあと3年後4年後には考えられますので、そういうことを今後検討していくことが必要だろうっていう観点で村長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○村長 まず、2つ併せて御質問いただきましたが、今回実施のアンケート調査の設問では回答の選択肢として「村役場を通じて林業事業体等へ経営をお願いしたい」という表現をしたわけでありまして、74%の所有者の方がこれを希望しておりました。

また、明確に「村へ寄附したい」という回答はありませんでしたけれども、「所有権を手放したい」等の回答は数件あったということでありまして、今後このような希望は増えるものと思われま。

現在でも山林を村へ寄附したいというお申出は年に数件いただいております。寄附を受けた場合は村が村有林として管理することになるために、村有林や公共用地に隣接している、あるいは森林整備の一体性が保てる、公共的な管理の必要性などを勘案しながら寄附受納が適当と判断したもののみ寄附を受けておるのが現状であります。

しかしながら、当村でも現在では200haを超える村有林を持っておりまして、これ以上村有林を増やすことは、予算ですとか人員の制約から難しい現状と認識しております。

そういう現状があるということをもまず申し上げた上で、森林の管理困難地の公有林化について申し上げたいと思います。

これは国・県レベルでの議論も必要ですけども、村としては、今回の意向調査の結果、所有者個人では管理の困難な森林のうち国土防災上の観点からの防災機能、環境保全機能等の発揮のために森林整備が急がれる森林に限って、所有権は移さず、本制度により経営管理権を村が取得し森林管理を行う方法を検討しております。

今回の森林環境譲与税の配分を増額するというだけで村有林の拡大につなげられるかについては、やはり検討が必要でありますけれども、税の増額により森林整備は進むものと考えますので、この点は村としても国、県へ要望したいと考えております。

平谷村につきましては、あの位置とか、いろんな関係から、やはり水源涵養としての重要性をやっぴり村民の皆さんが十分理解しての結果、積極的に受け入れて、それで村が管理するぞという姿勢を示しておると思っておりますけれども、今申し上げたような実情でありますので、簡単に全部受けるというわけにはいかないということが現実でございます。

○5番 (松村 利宏) よく分かりました。

私も、村が主体で、村が受けるわけじゃなくて、トータルの森林の荒廃防止とか防災、減災っていう観点で、その辺の管理を村が手当て、手伝っていくと、そういう方向が一番いいんじゃないかと思っておりますので、今後ともその方向をしっかりと堅持してやっていただければというふうに思います。

最後にもう一問ありまして、すみません。

○村 長 基幹集落センターは、多くの住民が参加し村主催の公式行事、表彰等が行われ、静  
粛な場所にすることが必要になります。

基幹集落センターには村旗が常に掲揚してありますが、国旗は掲揚してありません。  
国旗と村旗が並列して掲揚してあったというふうに聞いていますが、いつからどのよ  
うな経緯で国旗掲揚をやめたのかお聞きします。

これは、私は8年前に帰ってきたんで、その前のことは全く分かりませんが、そう  
言う人はかなりおります。

次に同じ質問をもう一個聞きます。

国旗は、国家の象徴として、特に公共施設においては、村主催の公式行事、表彰等、  
祝日の掲揚等は当然のことと考えます。

村は国旗を役場南側の国旗掲揚塔に祝日掲揚しています。

また、小中学校の入学式、卒業式、文化センター行われる公式行事に国旗を掲揚し  
ています。

基幹集落センターは村主催の公式行事、表彰等が行われるため、国旗は、常時、少  
なくとも村主催の公的行事、表彰等のときには掲揚することが必要だというふうに思  
い、これを提案しますが、村の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

まず、いつからどのような経緯で集落センターの国旗掲揚をやめたのかということ  
でありますけれども、私も今の状態の村旗が中央に掲げてある状態があまり不自然  
じゃなく見ていたもんですから、ちょっと係に調べてもらいました。

平成17年——2005年の5月13日、曾我逸郎村長が就任したときには、国旗、村旗  
とも併用して掲げてあったということを、写真だと思いますが、これで確認をできて  
おります。

その後、引き続いて副村長が就任をしたわけでありましてけれども、このときには村  
旗のみ掲げてあったということでございます。

したがって、曾我村長の時代の何か意向に沿ったのではないかなというふうに推測  
をしておるところが、調べた中ではそういうことでございます。

あと、基幹集落センターにつきましては村主催の行事を行っておるわけでありませ  
けれども、過去、村内管理職の歓送迎会、村内管理職といたしますと、例えば村の中で、  
あるいは小渋ダム統合管理所、それから小中学校の校長・教頭先生、郵便局長さん、  
農協の所長さん、こういった皆さんが替わったときには、これからの仕事を一緒に共  
通して仲よくといいますか、やりましょうということで、名刺交換の意味も含めてやっ  
ております村内管理職歓送迎会、これも現実にはコロナの中で廃止をするように昨年  
から決めておりますけれども、あと村の功労者表彰、これは村の条例に沿って功労の  
あった方について表彰する行事であります。それと村の理事者の就任・退任式くらい  
が公式かなあというふうに思っております。

あともう一つ、年度末納めの式ですとか年度初めの式、今年も3月31日に年度納め  
をやりまして、4月1日には新たな年度が始まりますので年度初めの式を行います。  
同時に転退職職員の辞令交付をこの場で行っております。

○5 番 今までは、私がさっき言ったように、特に村の行事のみ、考え方はいろいろですけ  
ど、村の行事にのみ使用する会場であるために、特に国旗がなくても村旗があればと  
いう感覚でおったことは事実です。

○議 長 ただし、村の功労者表彰式ですとか、小さい村とはいえ代表する者の就任あるいは  
退任する節目であります村の理事者の就任・退任式及び年度初めの式など、節目の重  
要な行事の際は、やはり国旗と村旗を並列して掲げるように取り組んでまいりたいな  
というのが感じであります。

○事務局長 (松村 利宏) 丁寧な回答をいただきましてありがとうございます。  
ぜひ、国家の象徴としてのあれですので、極めて重要だと思いますので、今回答  
いただいたとおりしっかりとやっていただければというふうに思います。  
以上で質問を終わります。

○事務局長 これです。これで松村利宏君の一般質問を終わります。  
以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日は、これで散会といたします。  
お疲れさまでございました。  
御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)  
[午後2時57分 散会]